

第二期 北本市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

北 本 市

はじめに



平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法により、本市では平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とする「北本市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子ども・子育て支援の取組を進めてまいりました。

この間においては、全国的に人口や児童数が減少する一方で、女性の就業率が上昇し、本市においても年齢によっては、保育所や学童保育室の利用者数が増加しました。また、令和元年10月からは幼児教育・

保育の無償化により、3歳以上の幼児教育・保育の費用や、幼稚園での預かり保育の費用が無償とされました。このため幼稚園と保育園の利用に当たっては、別の目的のための施設というとらえ方のみならず、それぞれの特性をよく考慮して、選択される傾向が高まることも想定されます。幼稚園において、第一期計画の期間中に認定こども園への移行が進められたこととあわせて、本市における子育てを取り巻く環境は大きく変化してきております。

この度、第一期計画を引き継ぐ計画として、令和2年度からの5年間を計画期間とした第二期北本市子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。策定に当たっては、北本市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、アンケートを実施し、教育・保育、子育て支援事業の量の見込みを設定しました。アンケート等に御協力いただきました市民の皆様、計画策定に御尽力いただきました北本市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

子ども・子育ての取組は、計画を策定して、実行するだけではなく、社会情勢の変化を踏まえての見直しが不可欠であります。市民の皆様より御理解と御協力をいただきながら、今後の本市の子ども・子育ての環境のさらなる発展に向けて取組を進めてまいります。

令和2年3月

北本市長 三宮幸雄

目 次

序章 第二期計画の策定にあたって	3
1 計画の法的位置づけ.....	3
2 計画の対象.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制と策定の経緯.....	5
第1章 教育・保育提供区域	6
1 教育・保育提供区域.....	6
第2章 教育・保育の量の見込み、提供体制	8
1 量の見込みの算出についての考え方.....	8
2 児童数の算出の考え方.....	8
3 対象児童の割合の考え方.....	10
4 申込者数の算出.....	12
第3章 北本市子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制	16
1 利用者支援事業.....	16
2 延長保育事業.....	16
3 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	17
4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	17
5 放課後児童クラブ.....	18
6 子育て短期支援事業.....	19
7 乳児家庭全戸訪問事業.....	19
8 養育支援訪問事業等.....	20
9 地域子育て支援拠点事業.....	20
10 一時預かり事業.....	21
11 病児保育事業.....	22
12 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）.....	23
13 妊婦健診.....	24
第4章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	25
1 認定こども園の普及に係る考え方.....	25
2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上.....	25
3 幼児教育・保育施設との連携方策.....	27
第5章 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	28
1 子育てのための施設等利用給付の創設.....	28
2 幼稚園、預かり保育.....	28
3 認可外保育施設等.....	28
第6章 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携	29
1 母子保健事業.....	29
2 障がい児福祉サービスの充実等.....	29
3 要配慮家庭への支援の充実等.....	29

第7章 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備施策との連携	30
1 子育て不安の解消.....	30
2 子育ての経済的負担の軽減.....	30
第8章 子ども・子育てに関する実態と意向(アンケート調査結果)	31
1 調査の概要.....	31
2 対象者全体での状況.....	32
3 特定の属性における状況.....	45
第9章 総合振興計画における取組の推進	53
資料編	54
1 保育における過不足の見通し	54
2 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項（基本指針別表第1）	57
3 教育・保育の参酌基準（基本指針別表第2）	58
4 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準（基本指針別表第3）	58
5 1歳以上児における児童数の算出方法.....	60
6 0歳児における児童数の推計方法.....	60
7 ニーズ調査における意向率	61
8 保育申込率の算出方法.....	62
9 北本市子ども・子育て会議条例.....	64
○北本市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月時点）	65
○計画策定経緯.....	65

序章 第二期計画の策定にあたって

1 計画の法的位置づけ

「第二期北本市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

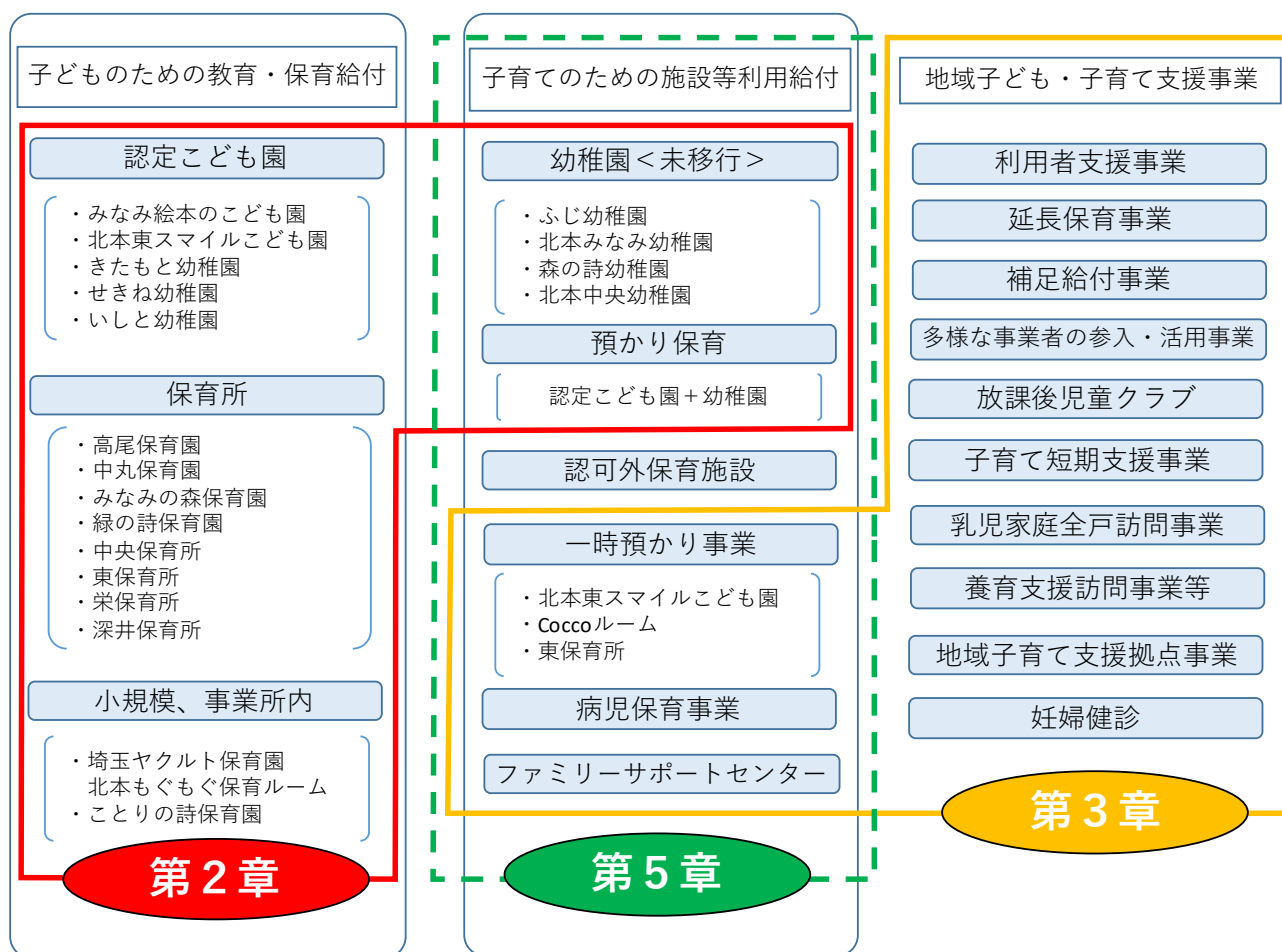
具体的には同法第60条に基づき定められた、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号）（以下「基本指針」という。）」に基づいて策定します。

2 計画の対象

本計画では、基本指針において市町村の必須項目として定められている、次の項目を対象として策定します。

- (1) 教育・保育提供区域
- (2) 教育・保育の量の見込み、提供体制
- (3) 子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制
- (4) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保
- (5) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援法における給付・事業の体系と、本計画における章の構成との関係は、次のとおりとなっています。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度～6年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4 計画の策定体制と策定の経緯

(1) 計画の策定体制

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体や公募の市民により構成される「北本市子ども・子育て会議」において委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、北本市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成30年12月から平成31年1月において実施しました。

[パブリック・コメントの実施]

計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリック・コメントを実施しました。(令和2年2月～3月)

第1章 教育・保育提供区域

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定の視点】

○教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。

⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。

○教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤（幼稚園・保育所・認定こども園など）の配置バランスを考える上で有効な設定である。

⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。

○教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。

○人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけではなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。

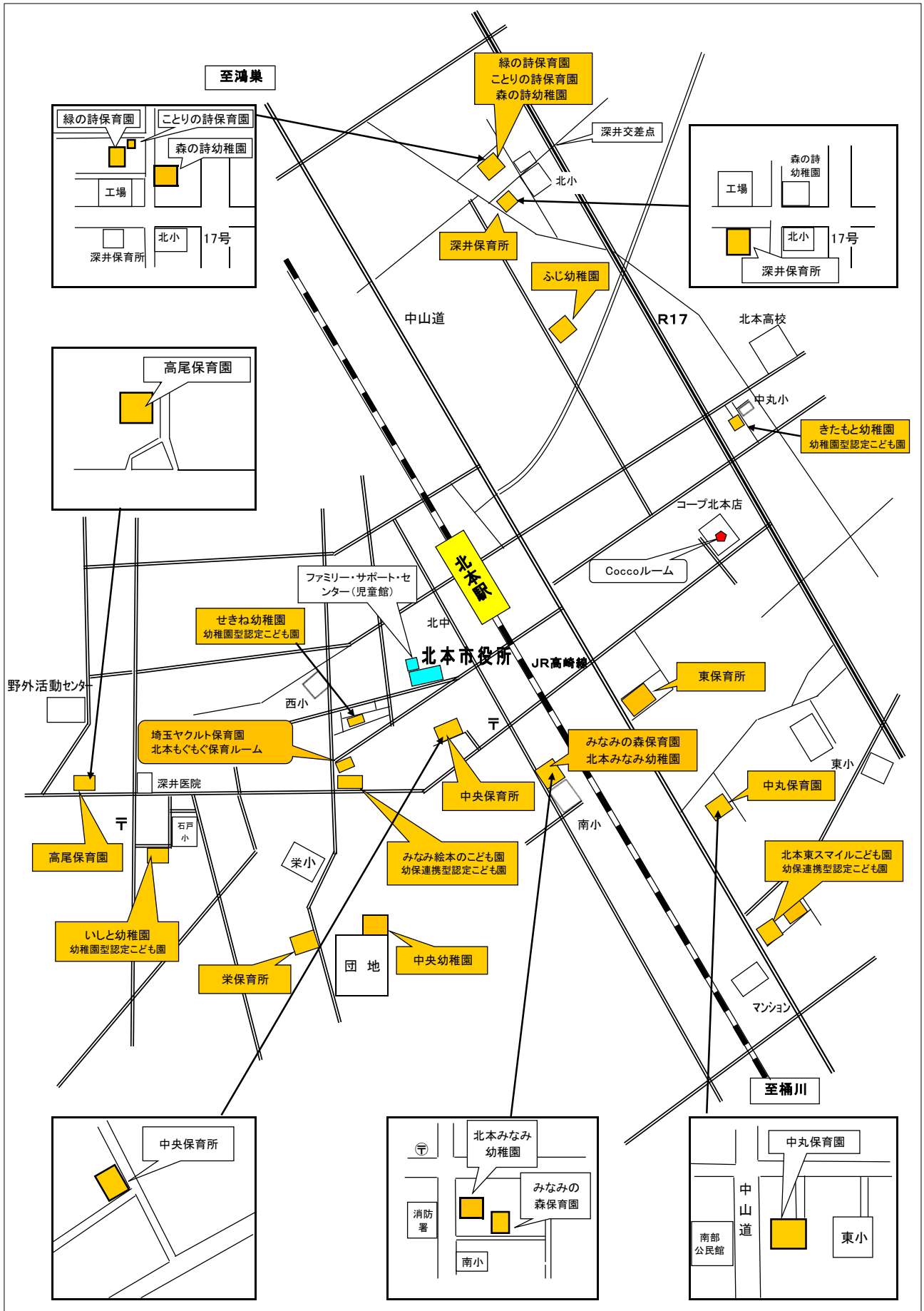
⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

【北本市の教育・保育提供区域】

本市では、保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由から、ステーション保育の利用を含め居住地区を超えた利用が少なくないこと。

また、複数の区域を設定した場合、施設配置バランスの誘導・確保といったメリット以上に、新規事業展開にかかる制約や、市内全体での広域的な需給調整に伴う不合理といったデメリットが大きいことなどを踏まえたうえで、「教育・保育を提供する区域」を全市1区域と定めます。

【北本市の教育・保育施設】



第2章 教育・保育の量の見込み、提供体制

1 量の見込みの算出についての考え方

量の見込みについては、第一期計画以降、推計児童数と、対象となる児童の割合によるものとされてきており、本計画でも同様の推計とします。

2 児童数の算出の考え方

(1) 1歳以上児

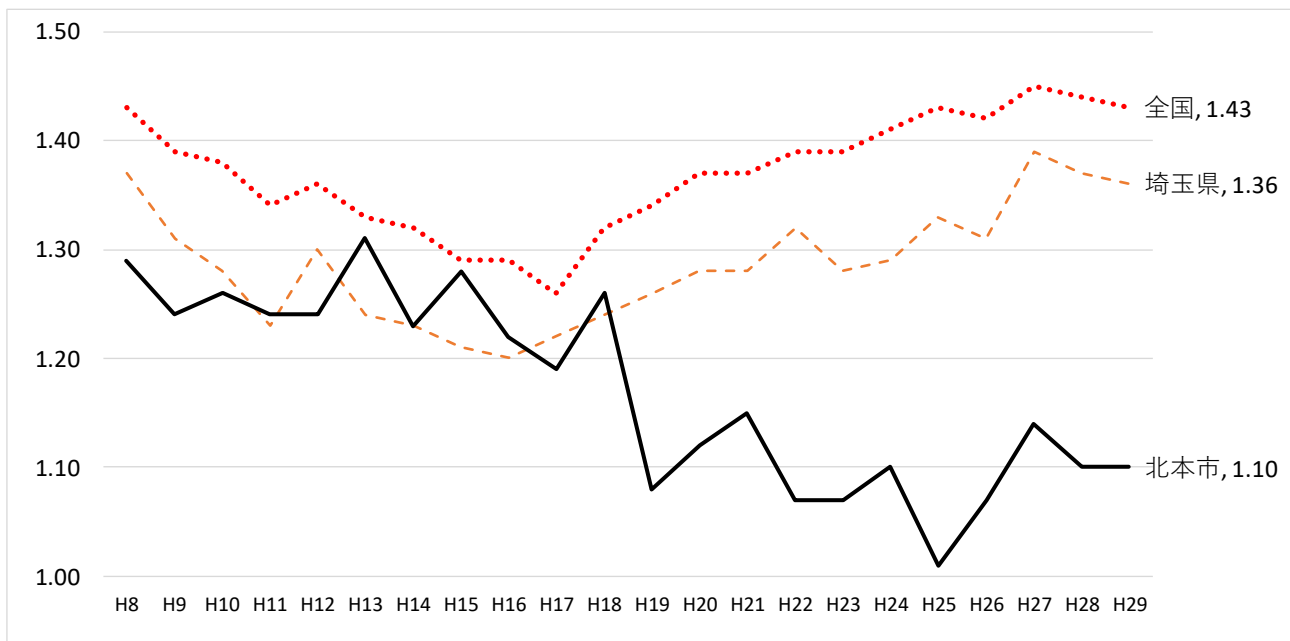
一つ前の年の一つ下の年齢との平成27年から平成31年までの5年間における増減の平均により変化するものとして算出します。

(2) 0歳児

各年における女性人口と、合計特殊出生率を乗じて算出します。

合計特殊出生率については、20年間の推移では低下傾向にあるものの、過去5年間においては、傾向が明確ではないため、過去5年間の平均(約1.08)を基準として算出します。

(合計特殊出生率の推移)

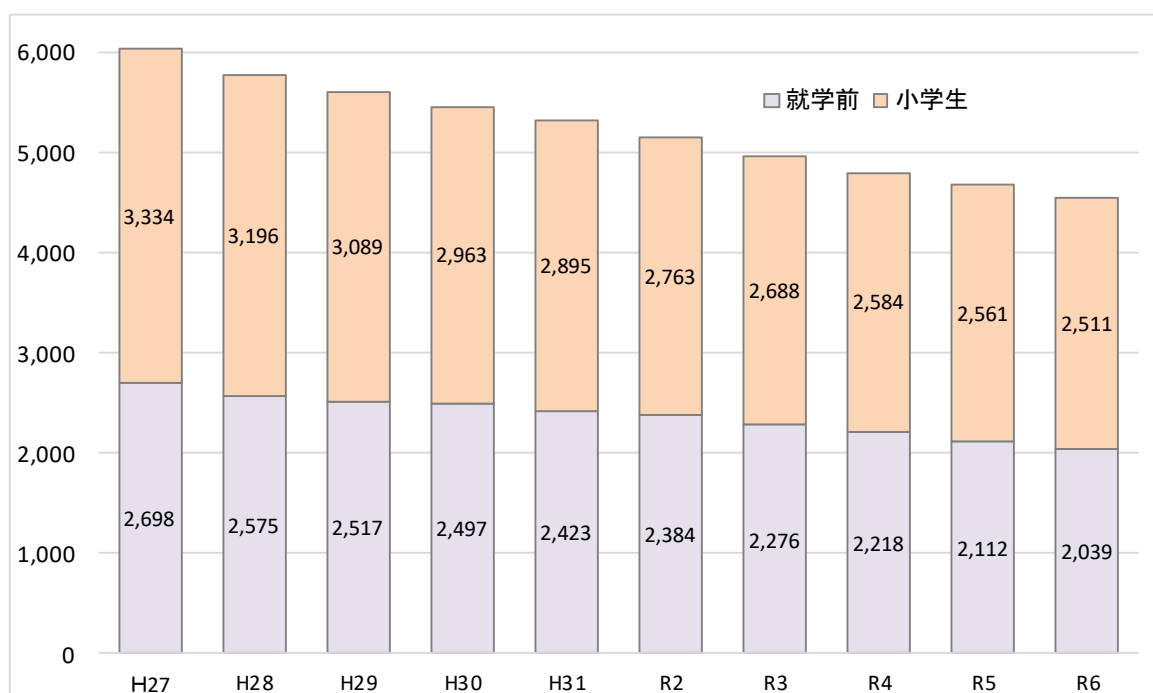


	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全国	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
埼玉県	1.37	1.31	1.28	1.23	1.30	1.24	1.23	1.21	1.20	1.22	1.24	1.26	1.28	1.28	1.32	1.28	1.29	1.33	1.31	1.39	1.37	1.36
北本市	1.29	1.24	1.26	1.24	1.24	1.31	1.23	1.28	1.22	1.19	1.26	1.08	1.12	1.15	1.07	1.07	1.10	1.01	1.07	1.14	1.10	1.10

資料：埼玉県保健医療部 保健医療政策課

児童数と合計特殊出生率の実績に基づき推計をすると、就学前児童数（0～5歳）は、平成31年4月1日現在の2,423人から令和6年4月1日には2,039人、小学生人口（6～11歳）は、2,895人から2,511人へと減少が見込まれます。

	第一期（実績）					第二期（推計）				
	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	427	369	394	374	363	341	328	318	308	299
1歳	402	432	381	416	380	373	351	337	327	316
2歳	465	404	438	388	427	385	378	356	342	332
3歳	434	473	400	457	395	434	391	384	361	347
4歳	466	442	467	396	457	396	434	391	384	362
5歳	504	455	437	466	401	455	394	432	390	383
6歳	527	485	452	433	465	396	449	389	427	386
7歳	525	526	488	451	435	465	396	449	389	427
8歳	549	530	521	490	451	436	466	397	450	389
9歳	567	544	527	524	494	451	436	466	397	450
10歳	551	564	537	527	523	492	449	434	464	395
11歳	615	547	564	538	527	523	492	449	434	464
12歳	626	616	541	563	535	525	521	490	447	432
13歳	655	628	615	540	561	535	524	521	489	446
14歳	621	653	629	620	541	562	536	525	522	490
15歳	630	623	652	632	618	540	561	536	525	522
16歳	648	637	619	647	621	616	538	559	534	523
17歳	649	644	636	620	644	620	615	537	558	533
就学前	2,698	2,575	2,517	2,497	2,423	2,384	2,276	2,218	2,112	2,039
小学生	3,334	3,196	3,089	2,963	2,895	2,763	2,688	2,584	2,561	2,511
中学生	1,902	1,897	1,785	1,723	1,637	1,622	1,581	1,536	1,458	1,368
高校生	1,927	1,904	1,907	1,899	1,883	1,776	1,714	1,632	1,617	1,578
合計	9,861	9,572	9,298	9,082	8,838	8,545	8,259	7,970	7,748	7,496



3 対象児童の割合の考え方

(1) これまでの国からの方針

第一期計画の策定にあたって示された、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」以降、対象児童の割合について複数の考え方が示されております。

国の取組	算出方法	特徴
第一期計画	ニーズ調査により把握された意向率	<ul style="list-style-type: none">• 利用者の潜在的な意向を把握できる。• ニーズ調査をしない年の状況を把握できない。• 実際に申し込まない場合もある。
中間見直し	支給認定割合	<ul style="list-style-type: none">• 毎年継続的に状況を把握できる。• 認定を受けても利用申込をしない場合がある。
子育て安心プラン	4月申込児童割合	<ul style="list-style-type: none">• 毎年継続的に状況を把握できる。• 保育所等利用待機児童数調査で利用されている。

(2) 本計画における考え方

1・2歳児において、ニーズ調査における利用意向率は、一期では38.3%、二期では52.8%であったところ、アンケート対象年の児童における実際の申込率は、平成26年度は27.3%、平成31年度は42.0%と、それぞれ11.0ポイントと、10.8ポイントの相違がありました。

また、0～2歳児では、保育の申込率が継続して上昇していることから、利用率を固定したままで算出した第一期計画では、計画初年度や最終年度における量の見込みと実績に大きな乖離が生じております。

また、国から示された、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）（平成31年4月23日）」において、国の「子育て安心プラン（平成29年6月2日公表）」における目標年次である2020年度末（令和2年度末）までに、量の見込みに対応する教育・保育施設等を整備することを目指して第二期計画を策定することとされ、この子育て安心プランでは、各年度4月1日の申込者数を保育ニーズとして位置付け、令和3年4月1日には待機児童を解消するとされています。

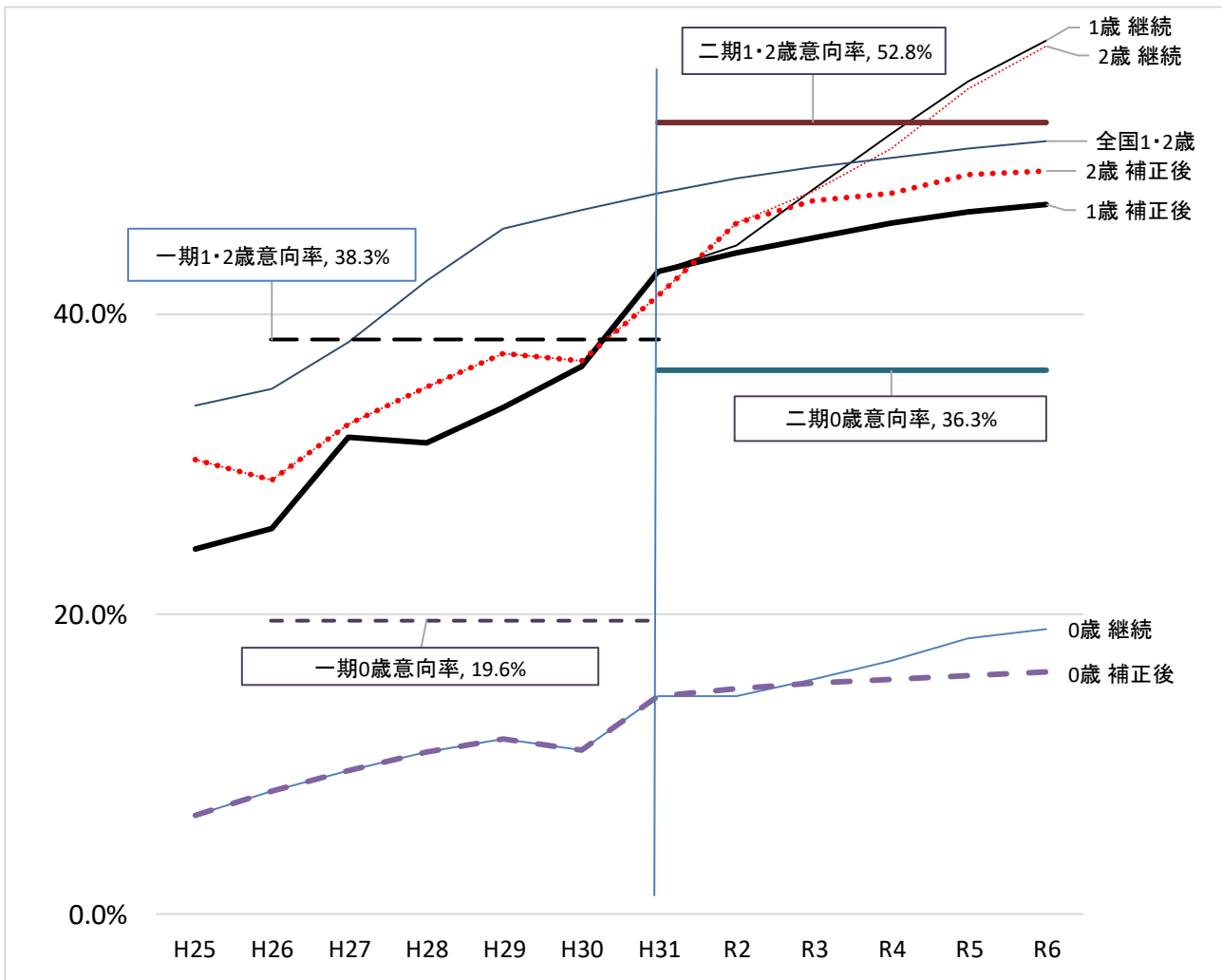
上記から、ニーズ調査では利用傾向の的確な把握が困難であることのほか、子育て安心プランにおける国の考え方を踏まえ、本計画では、各年度4月1日における申込者数を保育ニーズとして検討を進めます。

(3) 全国での利用率上昇傾向の鈍化を反映しての補正

平成 27 年度から令和元年まで 5 年間の申込率の傾向が継続するとして算出した場合、令和 6 年度に 1 歳児の申込率は 58.3%へ上昇します。ただし、全国 1・2 歳児の利用率（※）は、平成 28 年度から 3 年にわたって大きく上昇の後、上昇幅は縮小しており、本市でも同様になると想定されます。このため、令和 2 年度以降の 0 歳児と 1 歳児については全国 1・2 歳児利用率から 2 年遅れの傾向による上昇として算出します。この場合、令和 6 年度における 1 歳児の申込率は、47.4%になると見込まれます。

※全国では、申込率を確認できないため、公開されている利用率との比較とします。

【年齢別申込率】（令和 2 年度以降は推計）

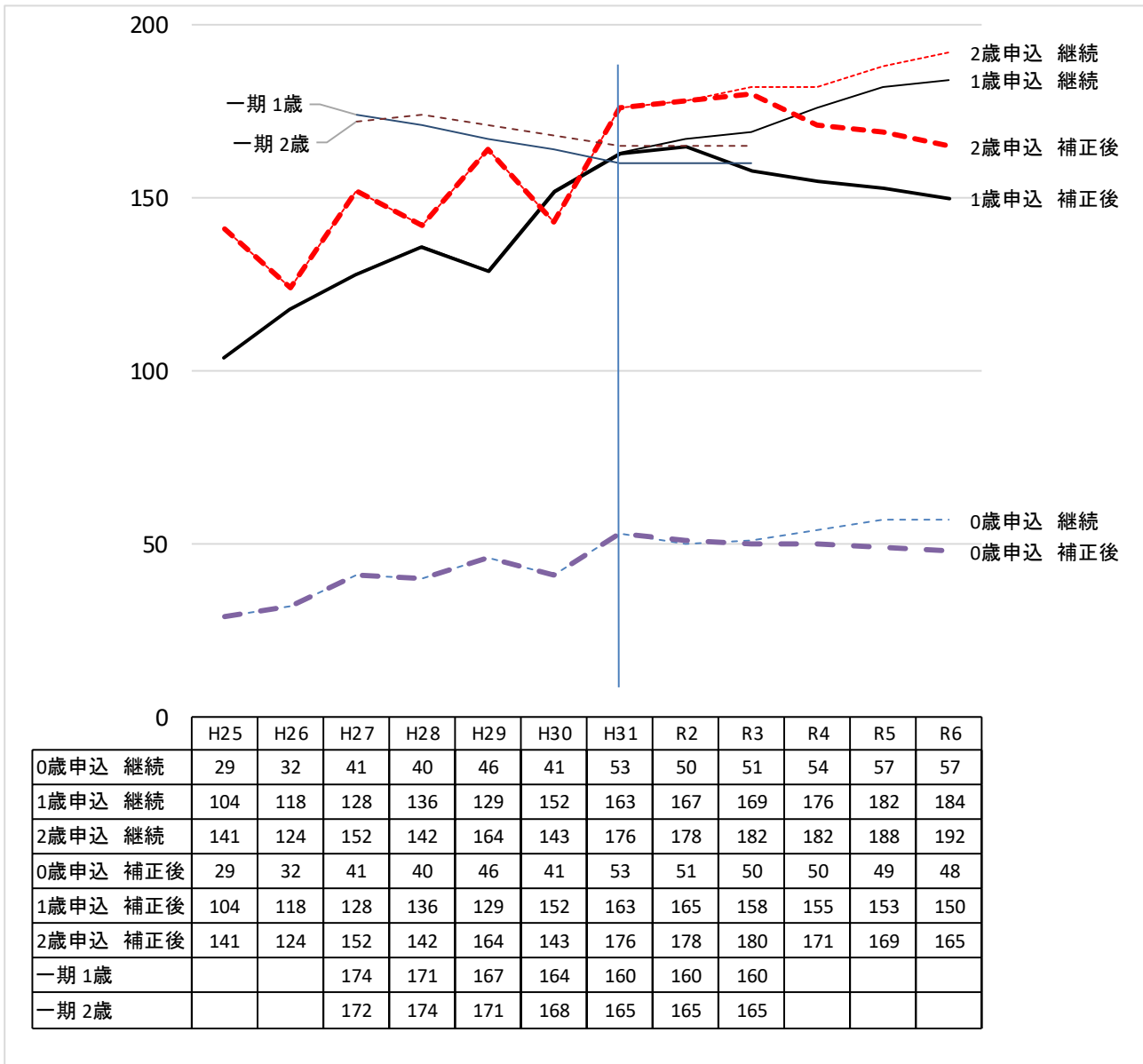


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳 継続	6.6	8.2	9.6	10.8	11.7	11.0	14.6	14.6	15.6	17.0	18.5	19.1
1歳 継続	24.4	25.7	31.8	31.5	33.9	36.5	42.9	44.7	48.3	52.1	55.6	58.3
2歳 継続	30.4	28.9	32.7	35.1	37.4	36.9	41.2	46.1	48.2	51.1	55.0	57.9
0歳 補正後	6.6	8.2	9.6	10.8	11.7	11.0	14.6	15.0	15.4	15.7	15.9	16.1
1歳 補正後	24.4	25.7	31.8	31.5	33.9	36.5	42.9	44.1	45.1	46.1	46.8	47.4
2歳 補正後	30.4	28.9	32.7	35.1	37.4	36.9	41.2	46.1	47.6	48.1	49.3	49.6
全国1・2歳	33.9	35.1	38.1	42.2	45.7	47.0	48.1	49.1	49.8	50.5	51.1	51.6

4 申込者数の算出

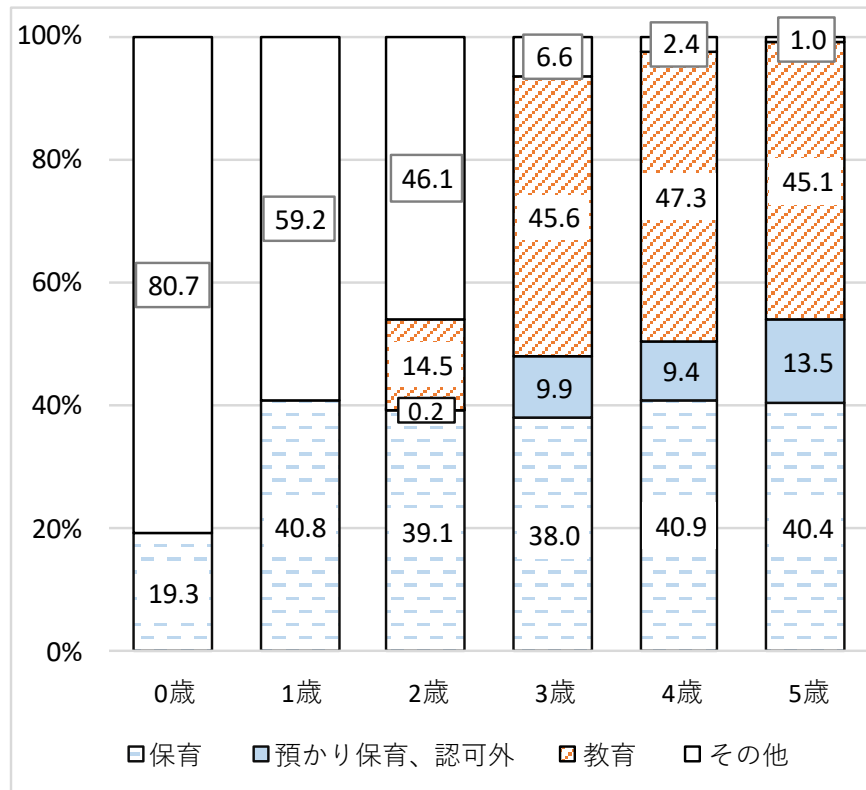
(1) 0～2 歳児の申込者数

推計児童数と推計申込率を乗じて申込者数を算出すると、0歳児では平成31年度、1歳児では令和2年度、2歳児では令和3年度に最大となり、その後は申込率が上昇しても減少すると見込まれます。



(2) 3～5 歳児の申込者数

3～5 歳児では、児童の多数が幼稚園や保育園をすでに利用しており、今後の伸びは見込まれません。また、幼稚園と保育園の利用については、令和元年 10 月から教育・保育の無償化が始まったばかりであり、今後の変化を見通すことができないため、令和元年 10 月時点の申込率に今後の推計児童数を乗じて、申込者数を算出します。



人数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
①令和元年4月1日児童数	363	380	427	395	457	401	2423
②その他 (①－(③～⑥))	293	225	197	26	11	4	756
③教育のみ	幼稚園		46	118	154	131	449
	認定こども園		16	62	62	50	190
④預かり保育	幼稚園			28	36	42	106
	認定こども園			1	8	7	24
⑤認可外				3	0	4	7
⑥保育利用	70	155	167	150	187	162	891
					499		

(3) 教育・保育全体での量の見込み、提供量

計画間中における状況については、次のとおりとなります。

3歳以上児では量の見込みに対して提供体制が整っているものの、1・2歳児では令和2年度に不足が見込まれます。

(単位:人)

	平成31年度					令和2年度					令和3年度				
	1号 (教育)	2号		3号(保育)		1号 (教育)	2号		3号(保育)		1号 (教育)	2号		3号(保育)	
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み	639	629		53	339	655	646		51	343	622	611		50	338
		130	499				134	512				126	485		
②施設定員	1,111	130	549	87	301	1,086	134	588	72	309	1,094	126	588	72	338
認定こども園	242	24	113	37	88	220	25	152	19	80	222	23	152	19	80
保育所			436	48	207			436	48	207			436	48	217
小規模保育									3	16				3	35
事業所内保育				2	6				2	6				2	6
幼稚園	869	106				866	109				872	103			
②-①	472	0	50	34	-38	431	0	76	21	-34	472	0	103	22	0

	令和4年度					令和5年度					令和6年度				
	1号 (教育)	2号		3号(保育)		1号 (教育)	2号		3号(保育)		1号 (教育)	2号		3号(保育)	
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳
①量の見込み	616	606		50	326	579	570		49	322	557	548		48	315
		125	481				118	452				113	435		
②施設定員	1,095	125	588	72	338	1,102	118	588	72	338	1,107	113	588	72	338
認定こども園	222	23	152	19	80	223	22	152	19	80	224	21	152	19	80
保育所			436	48	217			436	48	217			436	48	217
小規模保育				3	35				3	35				3	35
事業所内保育				2	6				2	6				2	6
幼稚園	873	102				879	96				883	92			
②-①	479	0	107	22	12	523	0	136	23	16	550	0	153	24	23

(各項目の定義)

1号(教育): 満3歳以上で教育認定のみ

2号(教育): 満3歳以上で教育認定を受け、保育認定により預かり保育を利用

2号(保育): 満3歳以上で保育認定のみ

3号(保育): 満3歳未満で保育認定のみ

(数値の設定根拠)

1号: 令和元年10月の申込者数を量の見込みとし、令和2年度以降は児童数比例で算出。

2号(教育): 令和元年10月の申込者数を、量の見込み、定員数とし、令和2年度以降は児童数比例で算出。

2号(保育): 令和元年10月の申込者数を、量の見込みとし、令和2年度以降は児童数比例で算出。

(4) 特別な支援が必要な子どもにおける教育・保育の利用

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上では保育所や認定こども園のほか、子育てのための施設等利用給付により、幼稚園の利用についても無償となります。これに伴い、これまででは保育認定においてのみ障害児保育の取組を進めてきましたが、今後は幼稚園についても障害児が希望園を利用するための取組が求められます。このため、受入に対する施設への支援のほか、利用可能な施設についての情報発信について検討を進めます。

令和元年10月時点における利用状況

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
民間保育認定	0	0	1	0	2	2	5
民間教育認定	0	0	0	3	3	2	8
公立保育認定	0	0	2	1	5	3	11
全体	0	0	3	4	10	7	24

第3章 北本市子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制

1 利用者支援事業

(1) 事業の概要

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	箇所	①一期計画	3	3	3	3	3	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	1	1	1	2	2	2	2
		②実績	0	0	0	1	1	-	-	-	-	-
	②/①		0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	-	-	-	-	-
確保方策	箇所	一期計画	3	3	3	3	3	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	1	1	1	2	2	2	2
		③実績	0	0	0	1	1	-	-	-	-	-
③-②	箇所	実績	0	0	0	1	1	-	-	-	-	

【二期計画】

平成30年7月より行政窓口にて母子保健型を実施しました。関係機関との連携を推進し、令和3年度より基本型の実施を予定しています。

2 延長保育事業

(1) 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み (実人数)	人	①一期計画	594	578	571	569	561	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	373	376	342	327	318	303	293
		②実績	400	344	374	359	-	-	-	-	-	-
	②/①		67.3%	59.5%	65.5%	63.1%	-	-	-	-	-	-
②/(0~5歳児数)		14.8%	13.4%	14.9%	14.4%	-	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	14.4%	
確保方策	人	一期計画	594	578	571	569	561	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	861	888	937	937	937	937	937
		③実績	809	821	870	919	937	-	-	-	-	-
	箇所	一期計画	10	10	10	10	10	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	10	10	15	15	15	15	15
③-②		人	実績	409	477	496	560	-	-	-	-	

【二期計画】

量の見込み：0~5歳児における実利用者割合のH27~H30年平均(14.4%)により

算出します。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業の概要

世帯の所得状況等を勘案して、教育・保育の利用に必要な実費を助成する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	人	一期計画	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間見直し・二期計画	-	-	-	4	4	95	90	90	84	81
		実績	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

【二期計画】

平成 29 年 10 月時点での条件への該当者数（4 人）と同程度を想定し、平成 30 年度の中間見直しより計画。平成 31 年 10 月より、未移行幼稚園における給食費も対象とされたことを踏まえ、対象園在籍者の 16%に相当する分を合計して算出しています。

4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

(1) 事業の概要

民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人	二期計画	-	-	-	-	○	-	-	-	-
		実績	-	-	-	○	○	-	-	-	-

【平成 30 年度】

きたもと幼稚園、せきね幼稚園 ⇒ 幼稚園型認定こども園

ひわまり保育園、みなみ第二幼稚園 ⇒ 幼保連携型認定こども園みなみ絵本のこども園

認可外施設ヤクルト北本保育ルーム ⇒ 地域型保育事業（10 月より）

【令和元年度】

スマイル保育園、北本東幼稚園 ⇒ 幼保連携型認定こども園北本東スマイルこども園

いしと幼稚園 ⇒ 幼稚園型認定こども園

【令和 2 年度】

小規模保育事業ことりの詩保育園新設

5 放課後児童クラブ

(1) 事業の概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
低学年(6-8歳)人口	人	一期計画	1,618	1,560	1,481	1,369	1,309	-	-	-	-	-	
		中間見直し・二期計画	-	-	-	1,369	1,333	1,297	1,311	1,235	1,266	1,202	
		実績	1,601	1,541	1,461	1,374	1,351	1,300	1,329	-	-	-	
高学年(9-11歳)人口	人	計画	1,720	1,665	1,652	1,617	1,559	-	-	-	-	-	
		見直し・新計画	-	-	-	1,581	1,529	1,466	1,377	1,349	1,295	1,309	
		実績	1,733	1,655	1,628	1,589	1,544	1,466	1,379	-	-	-	
量の見込み	低学年	人	一期計画	337	332	327	322	317	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	403	393	412	403	390	387	380
			二期計画見直し						-	-	448	458	457
	高学年	人	実績	360	396	430	433	429	403	446	-	-	-
			一期計画	127	122	117	112	107	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	229	245	234	230	223	221	217
	合計	人	二期計画見直し						-	-	269	302	338
			実績	154	174	222	254	248	250	246	-	-	-
			①一期計画	464	454	444	434	424	-	-	-	-	-
	合計	人	中間見直し・二期計画	-	-	-	632	638	646	633	613	608	597
			二期計画見直し						-	-	717	760	795
			②実績	514	570	652	687	677	653	692	-	-	-
合計	①/②	110.8%	125.6%	146.8%	158.3%	159.7%	-	-	-	-	-		
需要率	低学年	%	一期計画	20.8%	21.3%	22.1%	23.5%	24.2%	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	29.4%	29.5%	31.8%	30.7%	31.6%	30.6%	31.6%
			二期計画見直し						-	-	36.3%	36.2%	38.0%
	高学年	%	実績	22.5%	25.7%	29.4%	31.5%	31.8%	-	-	-	-	-
			一期計画	7.4%	7.3%	7.1%	6.9%	6.9%	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	14.5%	16.0%	16.0%	16.7%	16.5%	17.1%	16.6%
合計	%	二期計画見直し						-	-	19.9%	23.3%	25.8%	
		実績	8.9%	10.5%	13.6%	16.0%	16.1%	-	-	-	-	-	
		①/②	110.8%	125.6%	146.8%	158.3%	159.7%	-	-	-	-	-	
確保方策	低学年	人	一期計画	337	332	327	322	317	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	403	393	420	420	420	420	420
			二期計画見直し						-	-	450	460	460
	高学年	人	実績	360	396	430	433	429	403	446	-	-	-
			一期計画	127	122	117	112	107	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	215	225	239	239	239	239	239
	合計	人	二期計画見直し						-	-	270	300	340
			実績	154	174	222	254	248	250	246	-	-	-
			一期計画	464	454	444	434	424	-	-	-	-	-
	合計	人	中間見直し・二期計画	-	-	-	618	618	659	659	659	659	659
			二期計画見直し						-	-	720	760	800
			③実績	514	570	652	687	677	653	692	-	-	-
③-②	人	実績・見直し	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	

【二期計画（見直し）】

量の見込みは人口比例並びに保育及び本事業の利用状況により算出します。幼稚園や保育施設及び学校と連携し、児童の状況を把握の上、学童保育支援を拡充していきます。

量の不足が見込まれる小学校区においては、学校施設の活用や民設民営クラブの開設を含めた整備の方向性について検討し、量の確保に努めます。

6 子育て短期支援事業

(1) 事業の概要

保護者の疾病等の利用により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	件	①一期計画	-	-	-	-	実施	-	-	-	-	
		②中間見直し・二期計画	-	-	-	-	実施	-	2	2	2	2
		③実績	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【二期計画】

アンケート結果より令和元年実施を見送りました。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）について令和3年度に利用が見込まれるため事業の実施を予定しています。

7 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業の概要

全ての生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、安心して子育てができるよう相談・支援を行う事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	件	①一期計画	418	409	403	393	386	-	-	-	-	
		②中間見直し・二期計画	-	-	-	357	348	338	325	315	306	296
		③実績	342	390	343	327	-	-	-	-	-	-
	④②/①	81.8%	95.4%	85.1%	83.2%	-	-	-	-	-	-	
訪問率	%	①一期計画	95.0	95.1	95.0	94.9	95.1	-	-	-	-	
		②中間見直し・二期計画	-	-	-	94.9	95.1	100	100	100	100	100
		③実績	87.2	98.0	91.5	98.2	-	-	-	-	-	-
	④②/①	91.8%	103.0%	96.3%	103.5%	-	-	-	-	-	-	
第二期計画での確保方策		実施体制：助産師、保健師による家庭訪問 実施機関：健康づくり課										

【中間見直し内容】

平成28年度実績と0歳人口比により算出しています。

【二期計画】

訪問率は100%を目指します。

8 養育支援訪問事業等

(1) 事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

養育支援訪問事業及び要保護児童への支援

【二期計画】

児童虐待への対応及び未然防止を含め、育児不安の軽減を図るため、関係機関と連携し相談体制の強化を図ります。要保護児童を支援するために、訪問による相談体制を検討します。

9 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業の概要

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関する様々な活動を行っています。

(2) 量の見込みと確保方策

		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	人日	①一期計画	2,437	2,390	2,345	2,299	2,255	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	2,299	2,255	2,050	1,856	1,754	1,662	1,580
		②実績	2,640	2,398	2,364	2,246	-	-	-	-	-	-
		②/①	108.3%	100.3%	100.8%	97.7%	-	-	-	-	-	-
確保方策	箇所	①一期計画	5	5	5	5	5	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	5	5	5	5	5	5	5
		②実績	5	5	5	5	5	-	-	-	-	-

【二期計画】

アンケート実績に基づく減少率を基に算出しています。見込み数は減少していますが、地域の気軽な「子育て相談の場」や「親子の交流の場」として事業を充実していきます。

10 一時預かり事業

(1) 事業の概要

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

幼稚園在園児

				H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	1号	人日	一期計画	4,369	4,071	4,112	4,167	4,127	-	-	-	-	-
	2号	人日	一期計画	41,509	38,645	38,875	39,608	39,379	-	-	-	-	-
	計	人日	①一期計画	45,878	42,716	42,987	43,775	43,506	-	-	-	-	-
			中間見直し、二期計画	-	-	-	7,589	7,589	4,972	4,972	4,972	4,972	4,972
			②実績	-	5,453	7,476	4,972	-	-	-	-	-	-
②/①			-	12.8%	17.4%	11.4%	-	-	-	-	-	-	
確保方策	人日	一期計画	45,878	42,716	42,987	43,775	43,506	-	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	26,110	26,110	16,390	16,390	16,390	16,390	16,390	
		③実績	-	18,760	26,110	16,390	16,390	-	-	-	-	-	
	箇所	一期計画	9	9	9	9	9	-	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	3	3	2	2	2	2	2	
③-②		人日	実績	-	13,307	18,634	11,418	-	-	-	-	-	-

【量の見込み算出方法】

一期量の見込み（1号）：2号認定とならない家庭でのニーズ調査による。

一期量の見込み（2号）：2号認定に該当し、幼稚園を希望する家庭でのニーズ調査による。

中間見直し量の見込み：実績に基づいて算出。

二期量の見込み：平成30年度実績による。

二期確保方策：平成30年度以降、せきね幼稚園、みなみ絵本のこども園での実施。

幼稚園以外

				H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	①一期計画	5,423	5,097	4,895	4,782	4,685	-	-	-	-	-	
		中間見直し、二期計画	-	-	-	1,301	1,252	1,069	1,051	1,033	1,029	1,017	
		②実績	1,300	1,489	857	1,111	-	-	-	-	-	-	
	②/①			24.0%	29.2%	-	23.2%	-	-	-	-	-	
確保方策	人日	一期計画	5,423	5,097	4,895	4,782	4,685	-	-	-	-	-	
		中間見直し、二期計画	-	-	-	4,680	4,680	3,480	3,480	3,480	3,480	3,480	
		③実績	4,920	4,920	4,680	4,680	3,480	-	-	-	-	-	
③-②		人日	実績	3,620	3,431	3,823	3,569	-	-	-	-	-	

一期量の見込み：ニーズ調査による。

二期量の見込み：平成30年実績と児童数の減少見込による。

二期確保方策：平成31年度より北本東スマイルこども園、Cocco ルーム、東保育所での実施。

1 1 病児保育事業

(1) 事業の概要

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

【病児保育】北里大学メディカルセンターで実施。確保方策：5人×240日

対象児童：生後10か月から小学3年生

【病後児保育】東保育所で実施。確保方策：4人×240日

対象児童：生後6か月から小学6年生

【体調不良児保育】中丸保育園で在園児のみを対象に実施。確保方策：2人×240日

(2) 量の見込みと確保方策

			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み (病児・病後児保育のみ)	人日	①一期計画	683	665	657	640	624	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	337	330	253	247	237	232	223
		②実績	255	250	315	293	-	-	-	-	-	-
		病児保育	177	163	203	203	-	-	-	-	-	-
		病後児保育	78	87	112	90	-	-	-	-	-	-
	②/①	37.3%	37.6%	47.9%	45.8%	-	-	-	-	-	-	
	②/(0~8歳児数)	5.9%	6.1%	7.9%	7.6%	-	6.9%	6.9%	6.9%	6.9%	6.9%	
確保方策	人日	計画	683	665	657	640	624	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	2,160	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640	2,640
		③実績	1,920	1,920	1,920	2,160	2,640	-	-	-	-	-
	箇所	一期計画	3	3	3	3	3	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	3	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3	3	-	-	-	-	-
③-②	人日	実績	1,665	1,670	1,605	1,867	-	-	-	-	-	

【二期計画】

量の見込み：児童数の減少見込により量の見込みを算出。

確保方策：平成31年度より、病児保育の定員が3人から5人へ拡大されました。

12 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

（1）事業の概要

小学生等の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（2）量の見込みと確保方策

			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	低学年	人日	一期計画	212	204	194	179	171	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	179	171	33	33	31	32	31
			実績	209	133	15	73	-	-	-	-	-	-
	高学年	人日	一期計画	225	218	216	212	204	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	212	204	63	59	58	55	55
			実績	146	162	114	68	-	-	-	-	-	-
	計	人日	①一期計画	437	422	410	391	375	-	-	-	-	-
			中間見直し・二期計画	-	-	-	391	375	63	59	58	55	55
			②実績	355	295	129	141	-	-	-	-	-	-
			②/①	81.2%	69.9%	31.5%	36.1%	-	-	-	-	-	-
確保方策	人日	一期計画	437	422	410	391	375	-	-	-	-	-	
		中間見直し・二期計画	-	-	-	391	375	1,044	1,044	1,044	1,044	1,044	
		③実績	396	319	536	608	-	-	-	-	-	-	
	箇所	一期計画	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	
		中間見直し・二期計画	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	
③-②	人日	実績	41	24	407	467	-	-	-	-	-	-	

【二期計画】

アンケート集計結果から見込み数を算出しています。保育サービスの多様化により、需要は減ってきていますが、子育て世代におけるライフプランの多様化による利用が増えているため、支援体制を確保していきます。

1 3 妊婦健診

(1) 事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適切な時期に必要な応じた医学的検査を実施する事業です。

(2) 量の見込みと確保方策

			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
0歳人口	人	①一期計画	440	430	424	414	406	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	376	366	341	328	318	308	299
		②実績	427	369	394	374	363	-	-	-	-	-
	②/①	97.0%	85.8%	92.9%	90.3%	89.4%	-	-	-	-	-	
量の見込み	件	①一期計画	704	688	678	662	650	-	-	-	-	-
		中間見直し、二期計画	-	-	-	602	586	341	328	318	308	299
		②実績	628	615	400	411	-	-	-	-	-	-
	②/①	89.2%	89.4%	59.0%	62.1%	-	-	-	-	-	-	
第二期計画での確保方策			実施場所：北本市が委託する医療機関等 検査項目：妊婦一般健康診査の項目（健康状態の把握等）及び各種医学的検査（血液検査等） 実施時期：①妊娠初期～23週：4週間に1回 ②妊娠24週～35週：2週間に1回 ③妊娠36週～分娩：1週間に1回									

第4章 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

1 認定こども園の普及に係る考え方

市内では、平成30年度と平成31年度に認定こども園への移行があり、現在、幼保連携型認定こども園が2園、幼稚園型認定こども園が3園となっています。

認定こども園の普及については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、利用動向が変化する可能性があることから、今後の推移を確認してからの検討とすることが必要とされます。

移行年度	移行前	移行後
平成30年度	ひまわり保育園（保育所）	みなみ絵本のこども園 （幼保連携型認定こども園）
	みなみ第二幼稚園（新制度幼稚園）	
	きたもと幼稚園（新制度幼稚園）	きたもと幼稚園 （幼稚園型認定こども園）
	せきね幼稚園（新制度幼稚園）	せきね幼稚園 （幼稚園型認定こども園）
平成31年度	スマイル保育園（保育所）	北本東スマイルこども園 （幼保連携型認定こども園）
	北本東幼稚園（未移行幼稚園）	
	いしと幼稚園（未移行幼稚園）	いしと幼稚園 （幼稚園型認定こども園）

2 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業において、質の高いサービスを実現できるように努めます。

【主な取組案】

- ・ 市内全体の幼児教育・保育施設の職員を対象とする研修の実施
- ・ 利用者からの要望、アンケートや意見交換会等において把握された利用者意向の反映
- ・ 施設への定期的な監査の実施
- ・ 新・放課後子ども総合プランの推進

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国が策定している「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブ（学童保育室）及び放課後子ども教室に関する取組について、次のとおり推進していきます。

<p>①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量</p> <p>第3章 北本市子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の「5 放課後児童クラブ」に記載</p>
<p>②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量</p> <p>現在、市内全7小学校区で一体型の学童保育室及び放課後子ども教室を実施しており、今後についても学童保育室と放課後子ども教室の連携に努めていきます。</p>
<p>③放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画</p> <p>現在、市内全小学校で放課後子ども教室を実施しており、今後についても引き続き学校と地域の連携を図り、全小学校での実施を推進します。</p>
<p>④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策</p> <p>学校区ごとに定期的な打合せの機会を設け、学童保育室の支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが企画段階から連携し、児童の安全確保に十分配慮して共通プログラムを実施します。</p>
<p>⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策</p> <p>現在、学童保育室及び放課後子ども教室では、校庭、体育館、地域活動室等の学校施設を利用して活動しています。今後についても、学校施設の一時利用や余裕教室等の活用について、各小学校の状況に応じて検討します。</p>
<p>⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策</p> <p>福祉部局と教育委員会の関係部署による定期的な打合せの機会を設け、両事業の実施状況や課題等について情報共有を図ります。</p>
<p>⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策</p> <p>特別な配慮を必要とする児童については、状況に応じ支援員や補助員の配置を行うなど、安全に活動に参加し、安心して過ごせるように適切に対応していきます。</p>
<p>⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組</p> <p>引き続き、全ての学童保育室で開所時間の延長を実施していきます。</p>
<p>⑨各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策</p> <p>子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割について、引き続き実施事業者と連携し、意識の共有を図り、子どもの自主性、社会性等の一層の向上を図ります。</p>
<p>⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策</p> <p>引き続き実施事業者と連携し、学童保育室の取組についての周知を推進します。</p>

3 幼児教育・保育施設との連携方策

幼稚園や保育施設と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

【主な取組案】

- 幼児の小学校への訪問、散歩時の校庭での活動による、小学校への慣れ、親しみの増進
- 幼児の小学生との交流による、成長へのあこがれの増進
- 幼稚園、保育施設での中学生等と保育児童とのふれあい体験
- 幼稚園、保育施設ごとにおける連携先小学校との交流の場の設定
- 小学生と中学生の交流機会（ジョイントスクール）の設定
- 小学校1年生担任と幼稚園、保育施設年長担任による情報の共有
- 小学校担当教員による保育参観
- 防犯及び感染症情報の共有
- 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークによる連携
- 職員の資質向上と処遇改善への取組

通学区域内に所在する幼児教育・保育施設

中学校	小学校	幼児教育・保育施設
宮内中学校	北小学校	緑の詩保育園、ことりの詩保育園 深井保育所、森の詩幼稚園
	中丸小学校	ふじ幼稚園
東中学校	中丸東小学校（※）	きたもと幼稚園
	東小学校	中丸保育園、北本東スマイルこども園
北中学校	南小学校	東保育所、北本みなみ幼稚園 みなみの森保育園、北本中央幼稚園
	西小学校	ヤクルト保育室、中央保育所 みなみ絵本のこども園、せきね幼稚園
西中学校	石戸小学校 栄小学校（※）	栄保育所、高尾保育園、いしと幼稚園

※幼児教育・保育施設は、区域に制限がなく自由に選べるため、利用者の入学先とは必ずしも一致しません。

※中丸東小学校、栄小学校については、通学区域内に幼児教育・保育施設が所在しないため、該当する中学校の通学区域への表記としています。

第5章 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

1 子育てのための施設等利用給付の創設

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、子ども・子育て支援法において、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

2 幼稚園、預かり保育

施設において申請等を取りまとめることによって、手続きがもれないようにして、確実に給付の手続きが進められるように対応できるようにいたします。

また、窓口においては教育保育給付とあわせての案内により、制度間での変更の際も円滑に利用できるようにします。

3 認可外保育施設等

施設の確認や公示を進めるとともに、運営状況を確認して、子育て支援施設としてのサービスの向上が図られるようにいたします。

第6章 子どもに関する専門知識・技術を要する支援における連携

1 母子保健事業

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導を実施しているほか、未熟児養育医療等、その他の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持・増進を図っていきます。関係機関との連携を密にし、母子保健対策について、切れ目のない支援を行います。

2 障がい児福祉サービスの充実等

障がいの早期発見、早期療育のため、医療機関や療育機関と密接な連携を図るとともに、各種相談体制の充実や情報提供を行い、障がいがある子どもが、将来社会で自立して生活できるように環境の整備を進めていく必要があります。

保健、医療、教育と連携し、障がい児福祉の向上や保護者の負担軽減等、各福祉サービスの充実を「北本市障害者基本計画」「北本市障害福祉計画・北本市障害児福祉計画」と連動して、施策推進を図ります。

3 要配慮家庭への支援の充実等

子どもの虐待について、医療、保健、福祉、教育、警察等、地域等で連携を強化し、発生予防から早期発見、早期対応等、適切な対応がとれるような体制づくりが必要です。

要支援児童や要保護児童及び特定妊婦を対象とする「要保護児童対策地域協議会」にて、関係機関の連携を密にさまざまなケースへの対応に努め、また、子育て中の保護者が不安や悩みを気軽に相談できる体制の整備・充実を図っていきます。

1 子育て不安の解消

子育てと仕事が両立でき、家庭生活と職業生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるように、「働き方の見直し」を進めることが必要になっています。就業環境や労働条件の改善に向け、労働者、事業主双方への意識啓発が必要です。合わせて、子どもの居場所を充実させること、子育て家庭を地域で応援し、子育ての不安を解消することも必要です。

2 子育ての経済的負担の軽減

子どもたちの健全な育ちを保障するために、子育て家庭に対する経済的支援の充実を図ります。本市においては、「多子世帯への補助、給付」「中学校終了前の児童を養育している方への児童手当の支給」「高等学校終了前の児童を養育している方へのこども医療費および交通遺児手当の支給」「乳児を対象としたベビーベットやベビーバスの貸し出し」「ひとり親家庭への児童扶養手当の支給」「ひとり親家庭等への医療費の支給」「ひとり親家庭がそれぞれ自立した生活を営むための就労支援や日常生活支援」等、次世代の社会を担う子育て家庭への支援の充実に努めています。

第8章 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果）

1 調査の概要

（1）調査対象

第一期、第二期の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、次の対象者別にアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査対象	実施方法	回収数/配布数
就学前児童調査	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇無作為抽出 1,000人 ◇郵送による配布・回収	第一期：602（60.2） 第二期：585（58.5）
小学生調査	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇無作為抽出 1,000人 ◇郵送による配布・回収	第一期：607（60.7） 第二期：585（58.5）

（2）調査期間

○第一期

【調査基準日】平成25年4月1日

【調査期間】平成25年10月下旬～11月11日（11月20日回収分まで受付）

○第二期

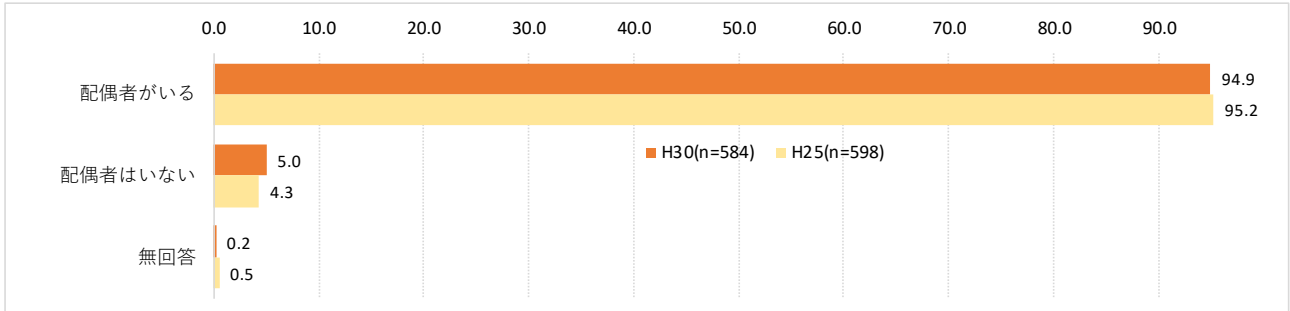
【調査基準日】平成30年4月1日

【調査期間】平成30年12月中旬～平成31年1月7日（1月18日回収分まで受付）

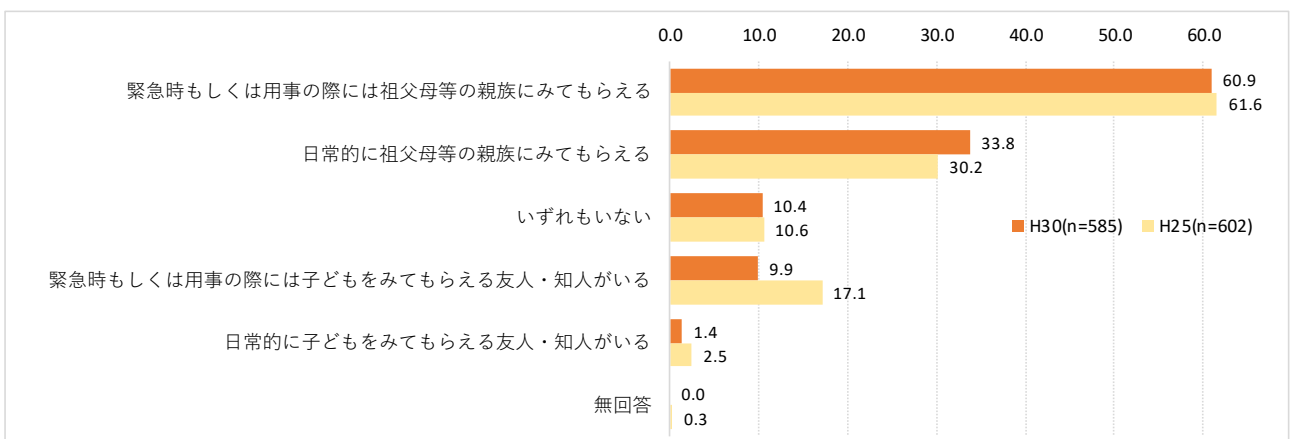
2 対象者全体での状況

(1) 就学前児童調査

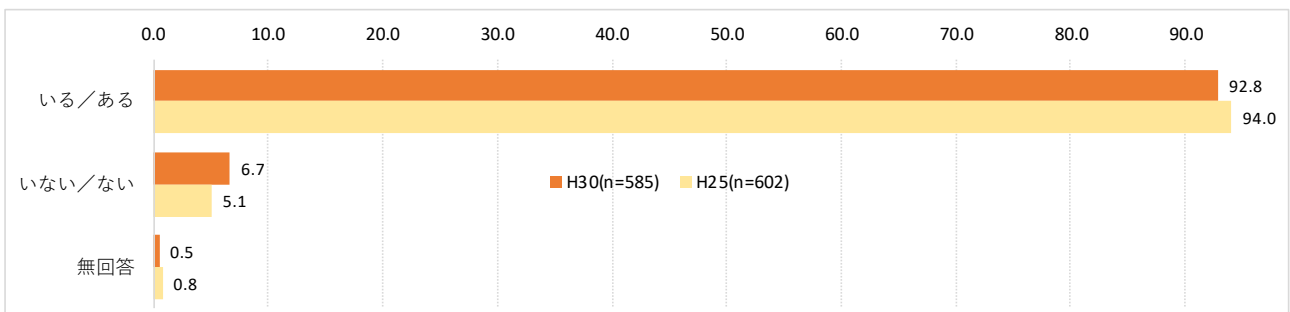
① 配偶関係（単数回答）



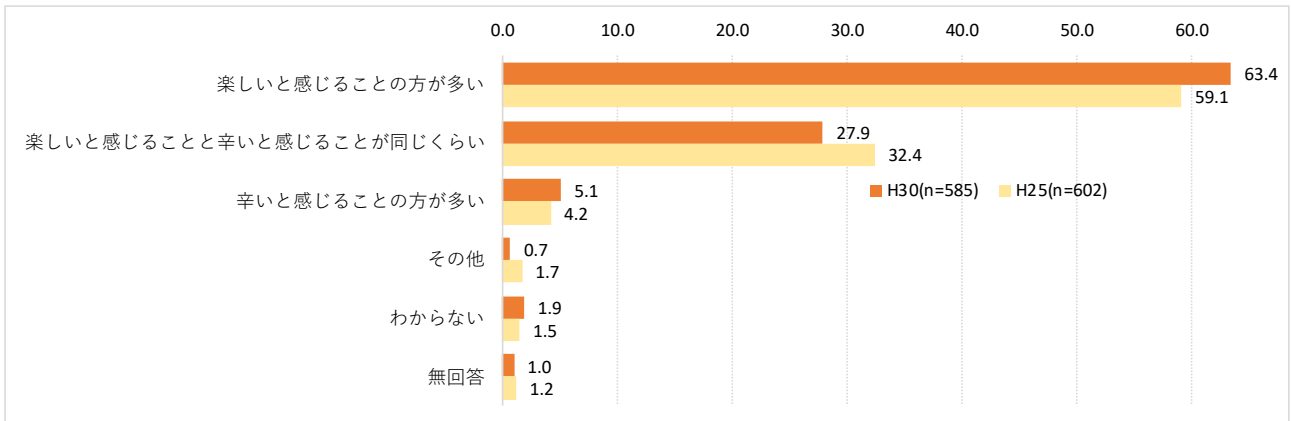
② 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）



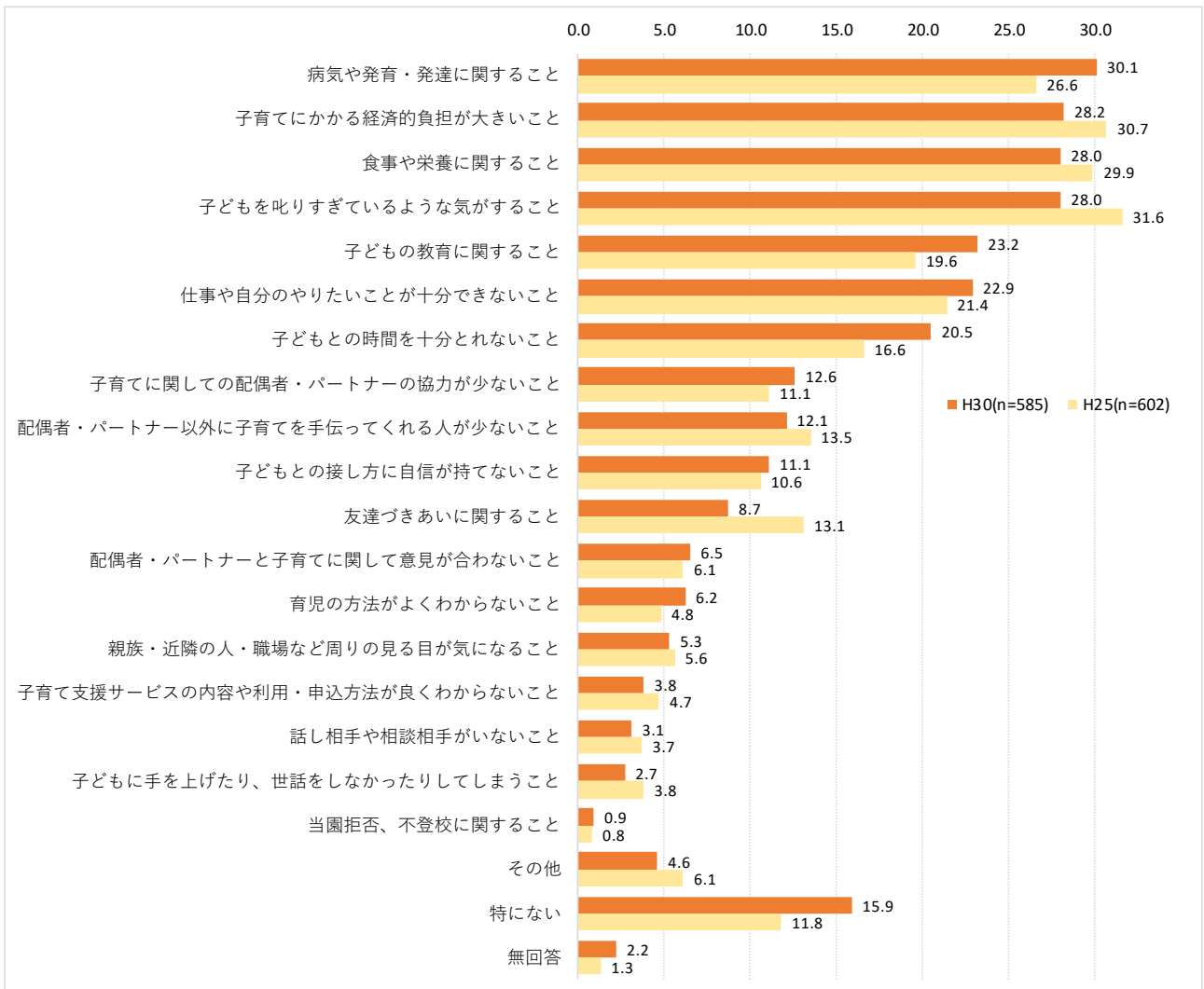
③ 子育ての相談相手や相談場所の有無（単数回答）



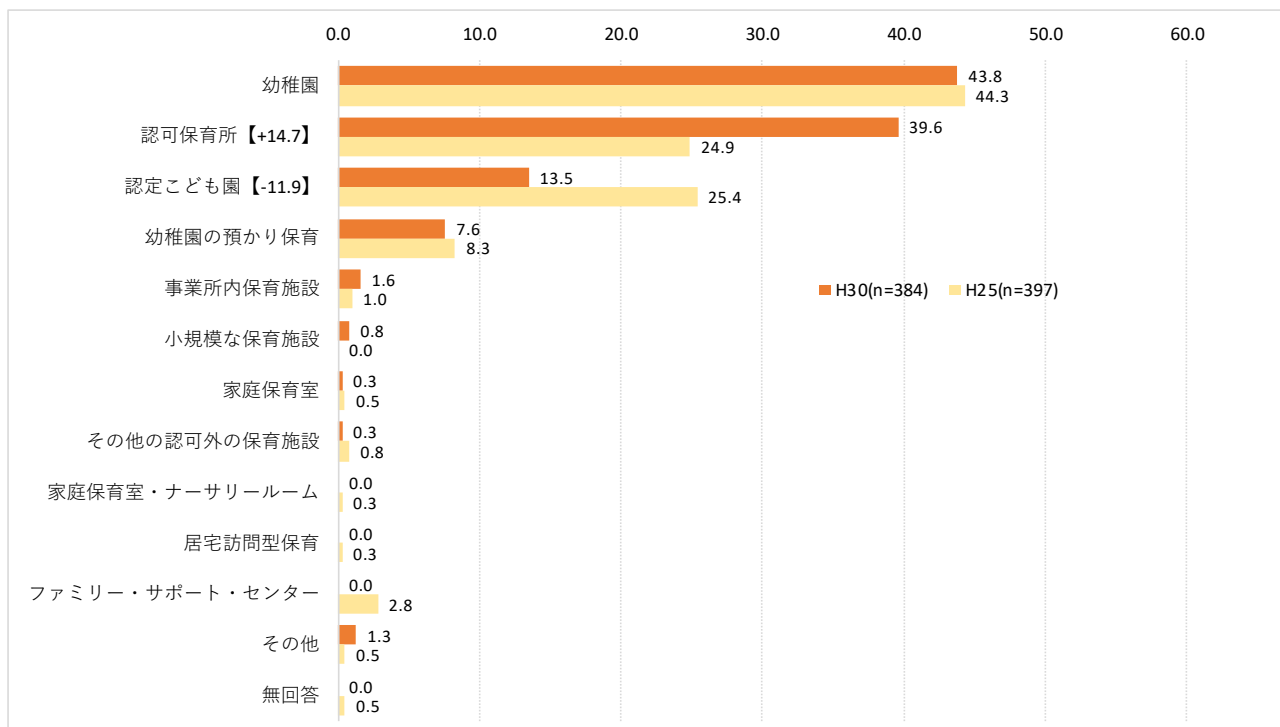
④ 子育てに感じること（単数回答）



⑤ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

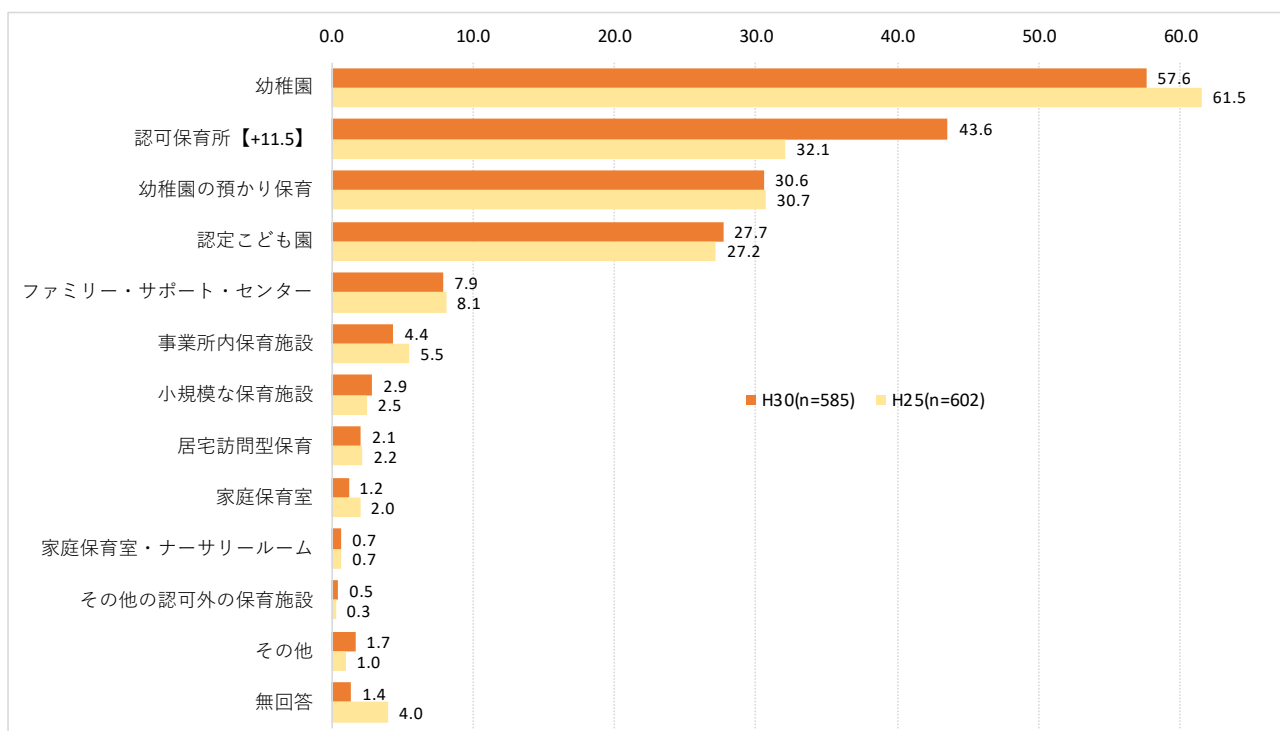


⑥ 利用している教育・保育事業（複数回答）

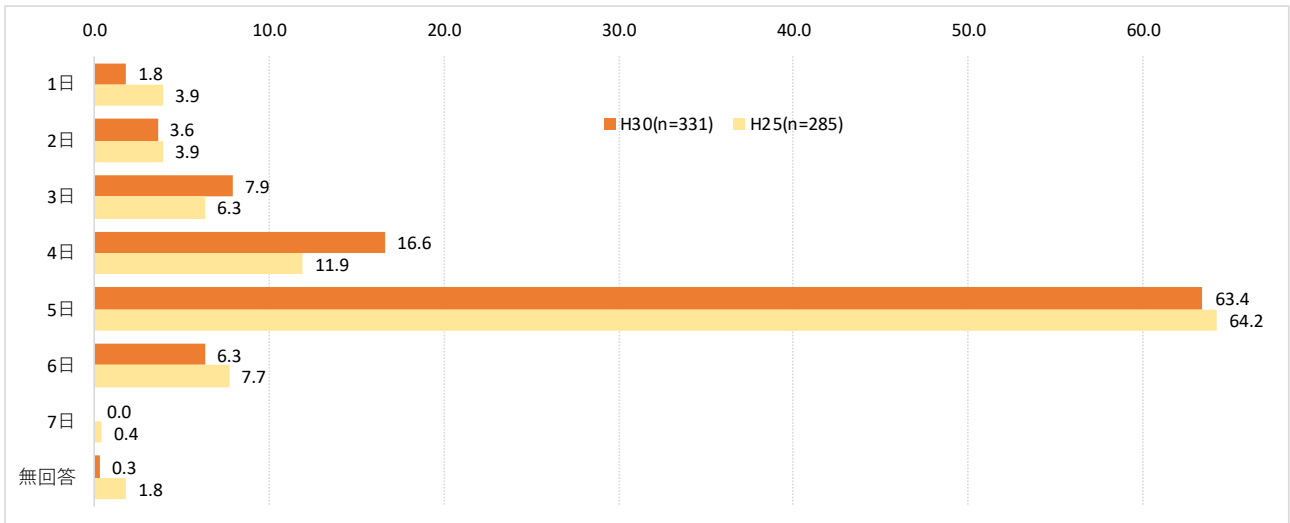


認可保育所と認定こども園の割合の変動については、第一期調査後に、スマイル保育園、みなみの森保育園、緑の詩保育園が認定こども園から保育園へ移行したことが影響しています。

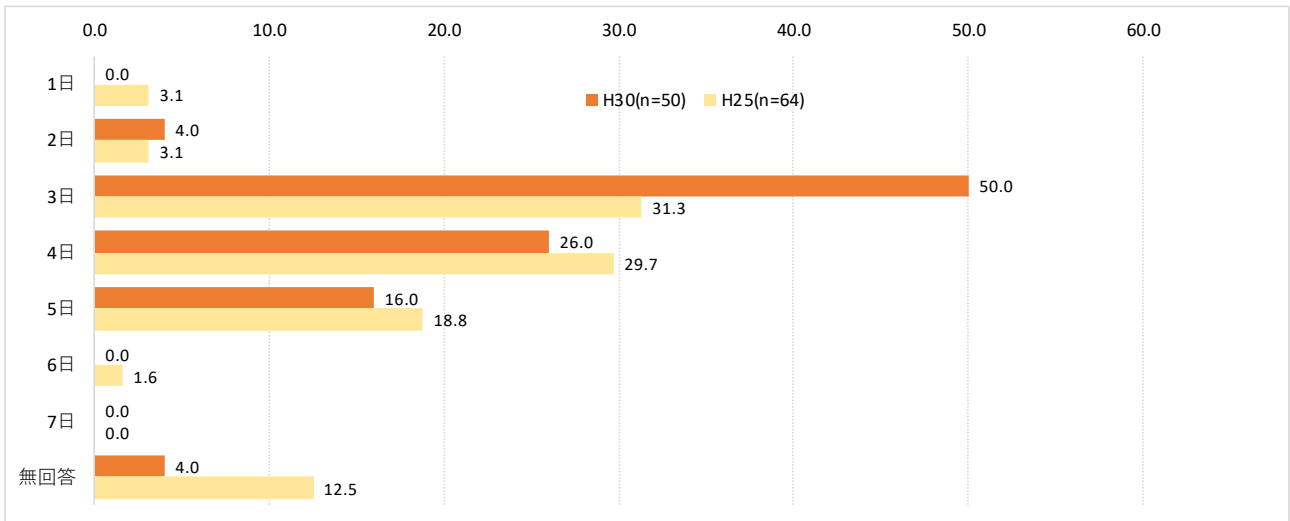
⑦ 定期的にご利用したい教育・保育事業（複数回答）



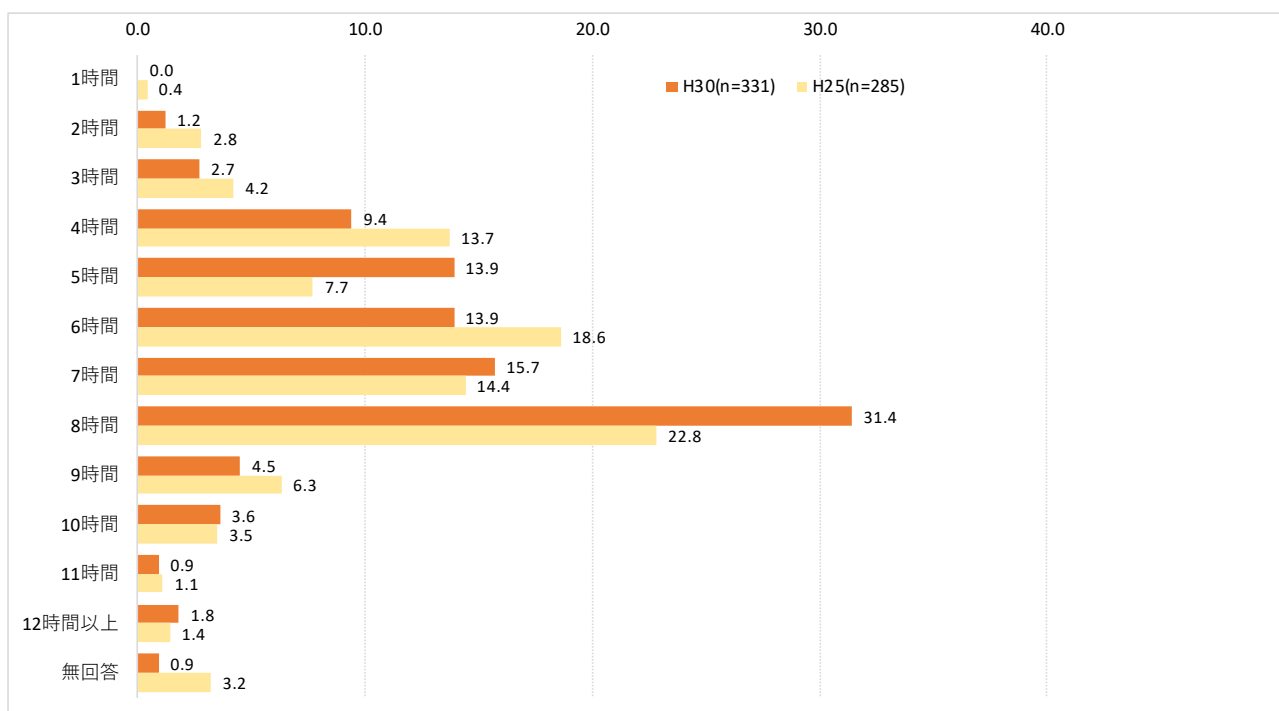
⑧ 就労している母親における 1 週あたりの就労日数（数量回答）



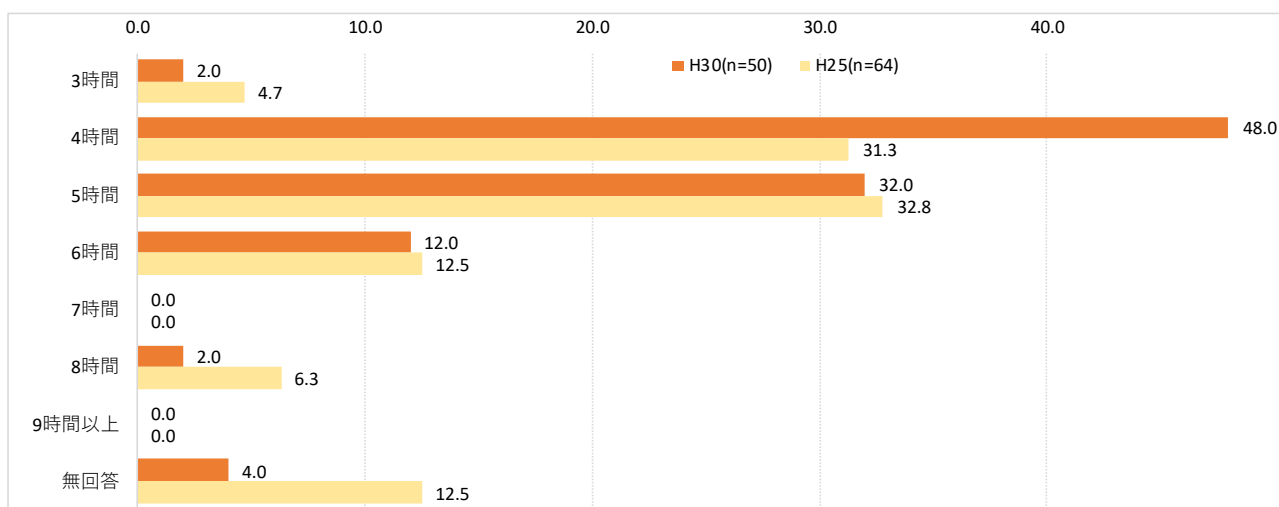
⑨ これから就労を希望する母親における 1 週あたりの希望就労日数（数量回答）



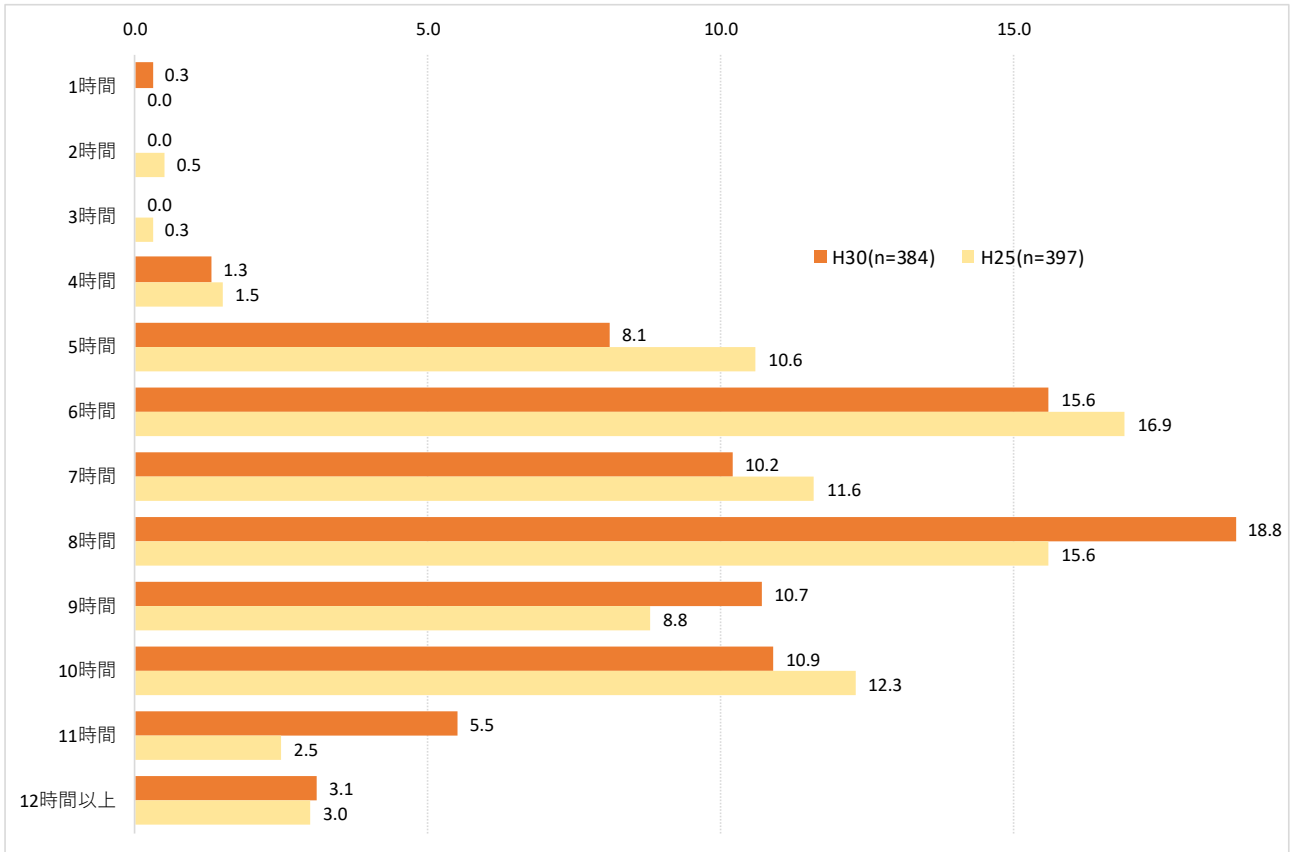
⑩ 就労している母親における 1 日あたりの就労時間（数量回答）



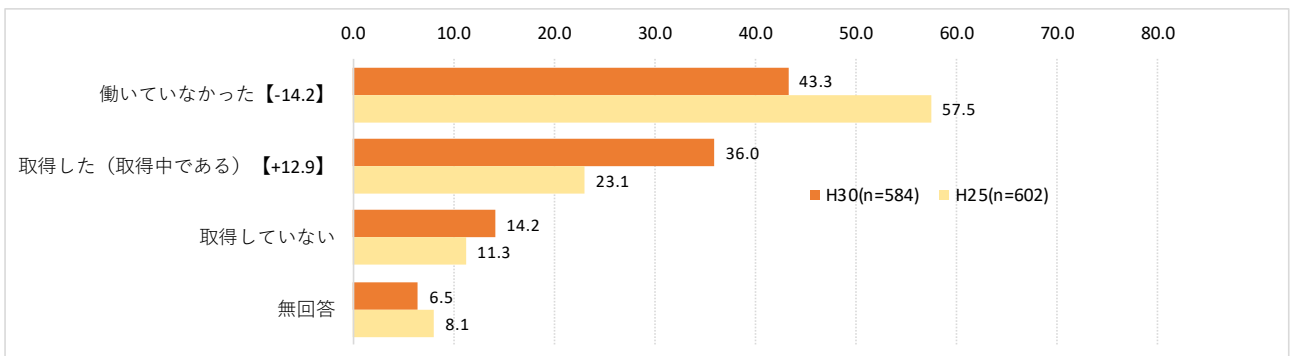
⑪ これから就労を希望する母親における 1 日あたりの希望就労時間（数量回答）



⑫ 希望の一日あたり利用時間（数量回答）

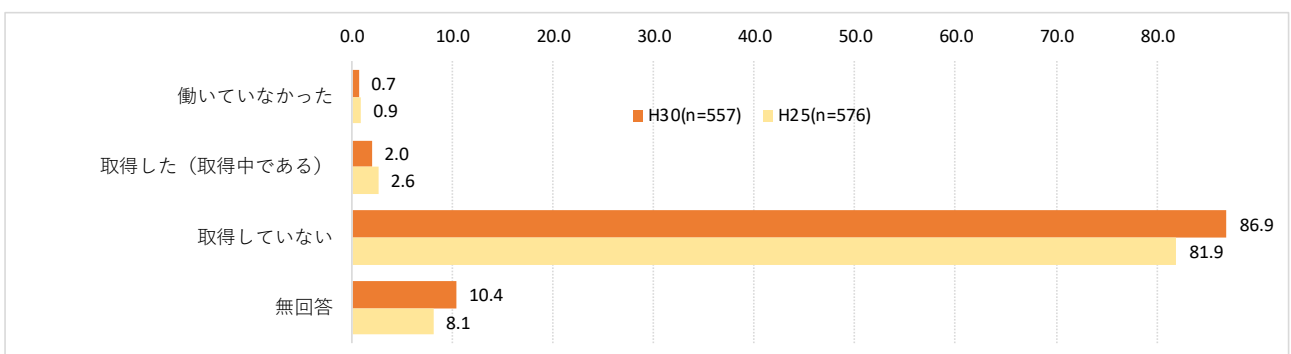


⑬ 育児休業取得の有無：母親（単数回答）

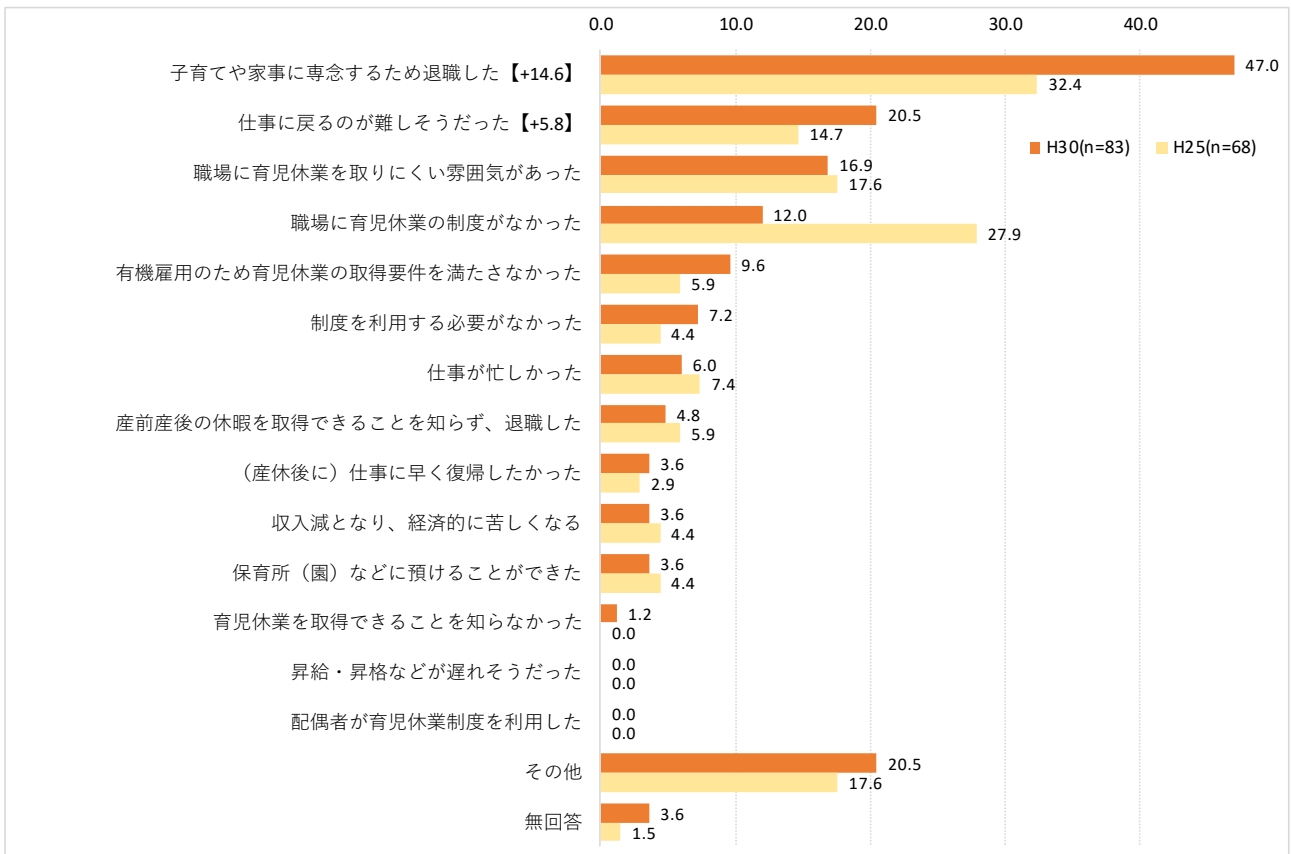


働いていなかった人の割合が減少し、育児休業を取得した人の割合が上昇しています。

⑭ 育児休業取得の有無：父親（単数回答）

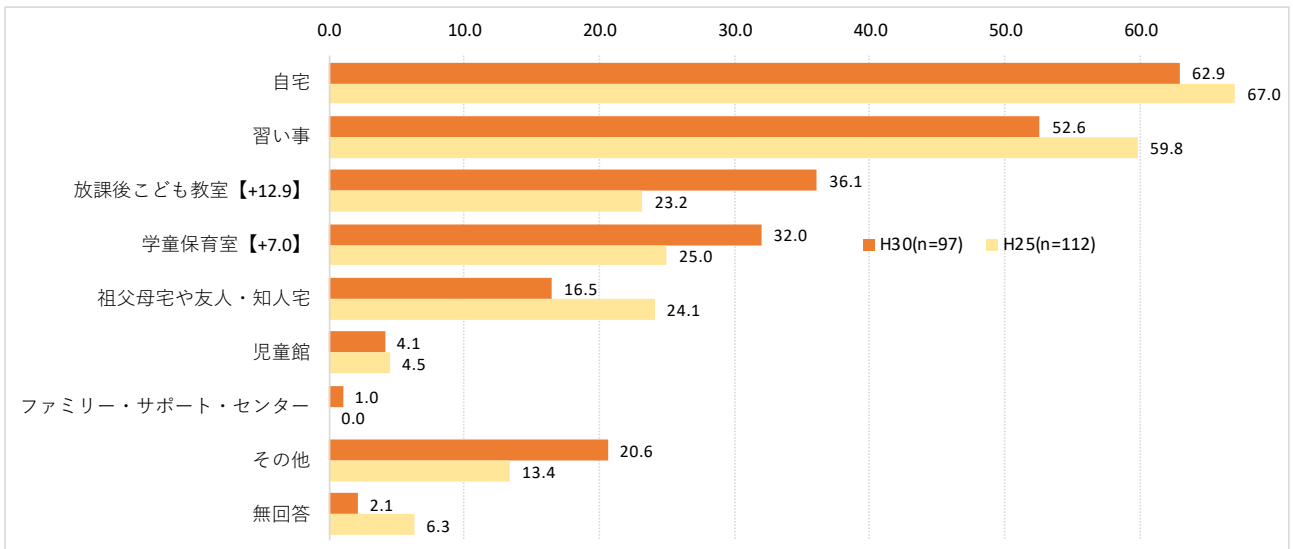


⑮ 育児休業を取得していない理由：母親（複数回答）

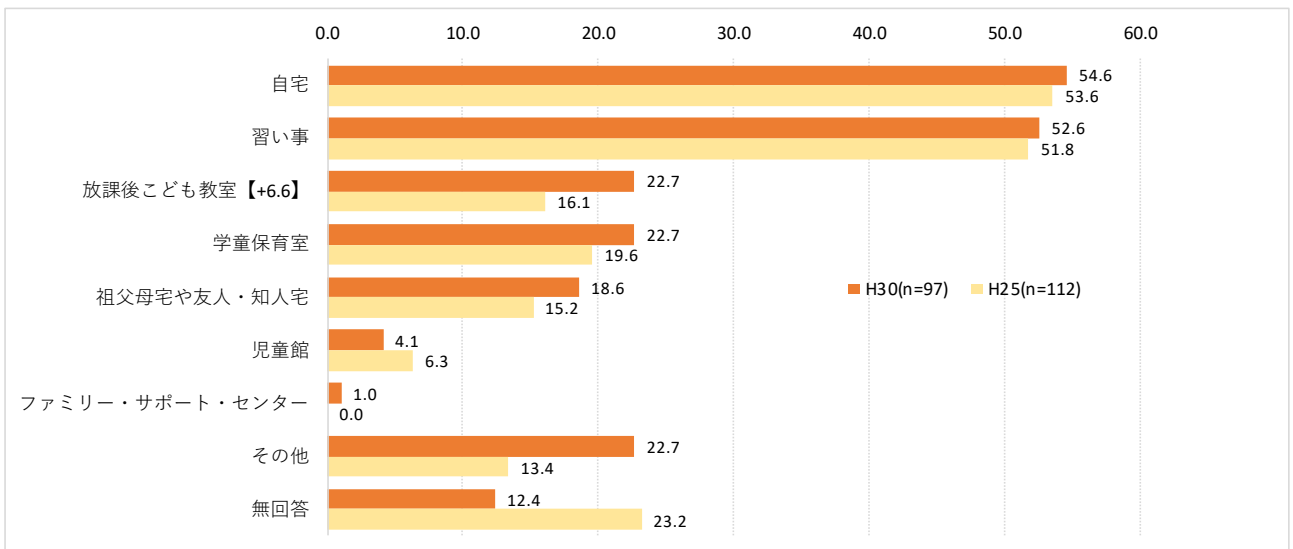


「子育てや家事に専念するため退職した」が最も多く、前回調査より大幅に増えました。
 「仕事に戻るのが難しそうだった」も前回調査より増えました。

⑩ 小学校低学年時に希望する居場所（複数回答・5歳児限定）

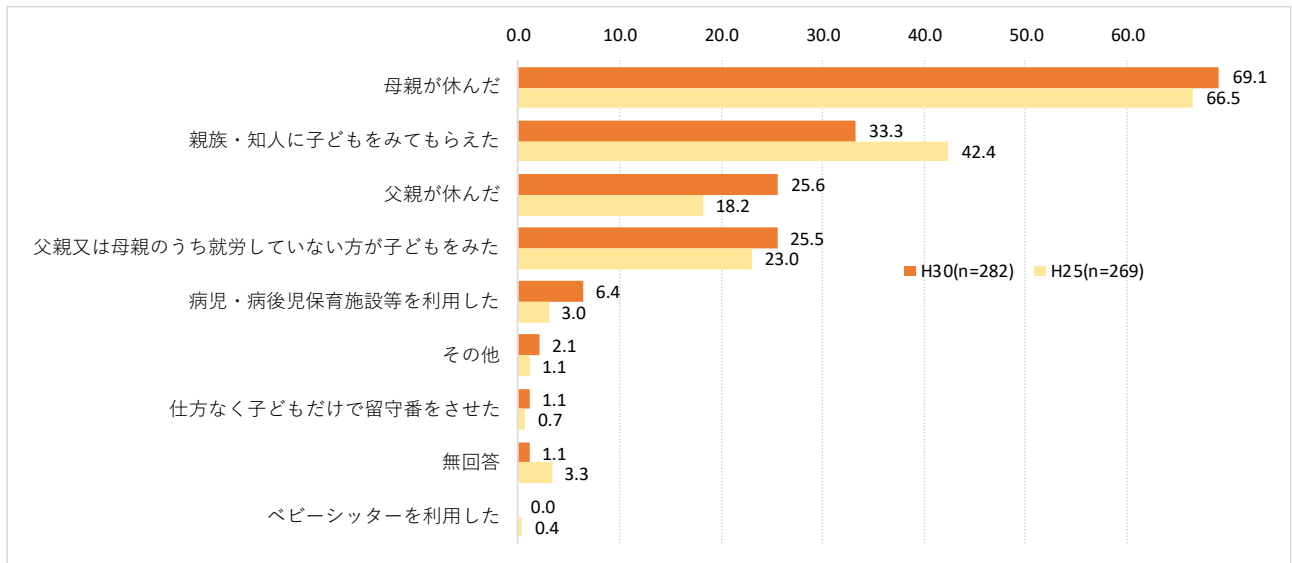


⑪ 小学校高学年時に希望する居場所（複数回答・5歳児限定）

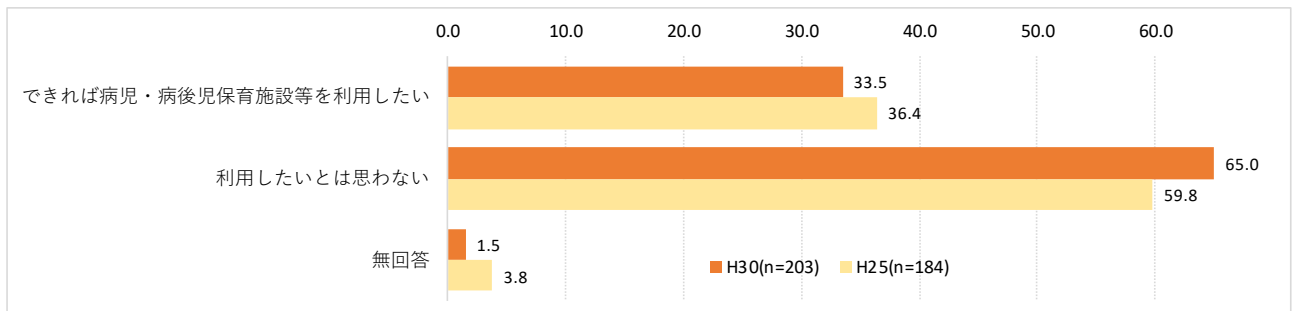


⑱ 病児保育について

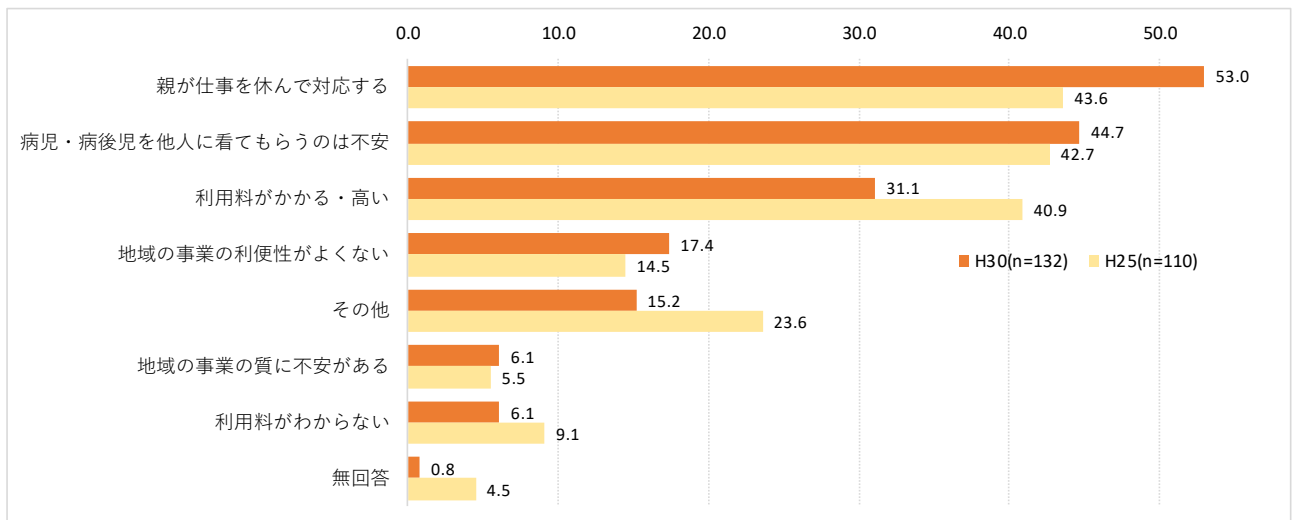
(ア) こどもの病気等で施設を利用できなかった場合の対応（単数回答）



(イ) (ア)で「休んだ」と回答した保護者における病児保育への意向（単数回答）

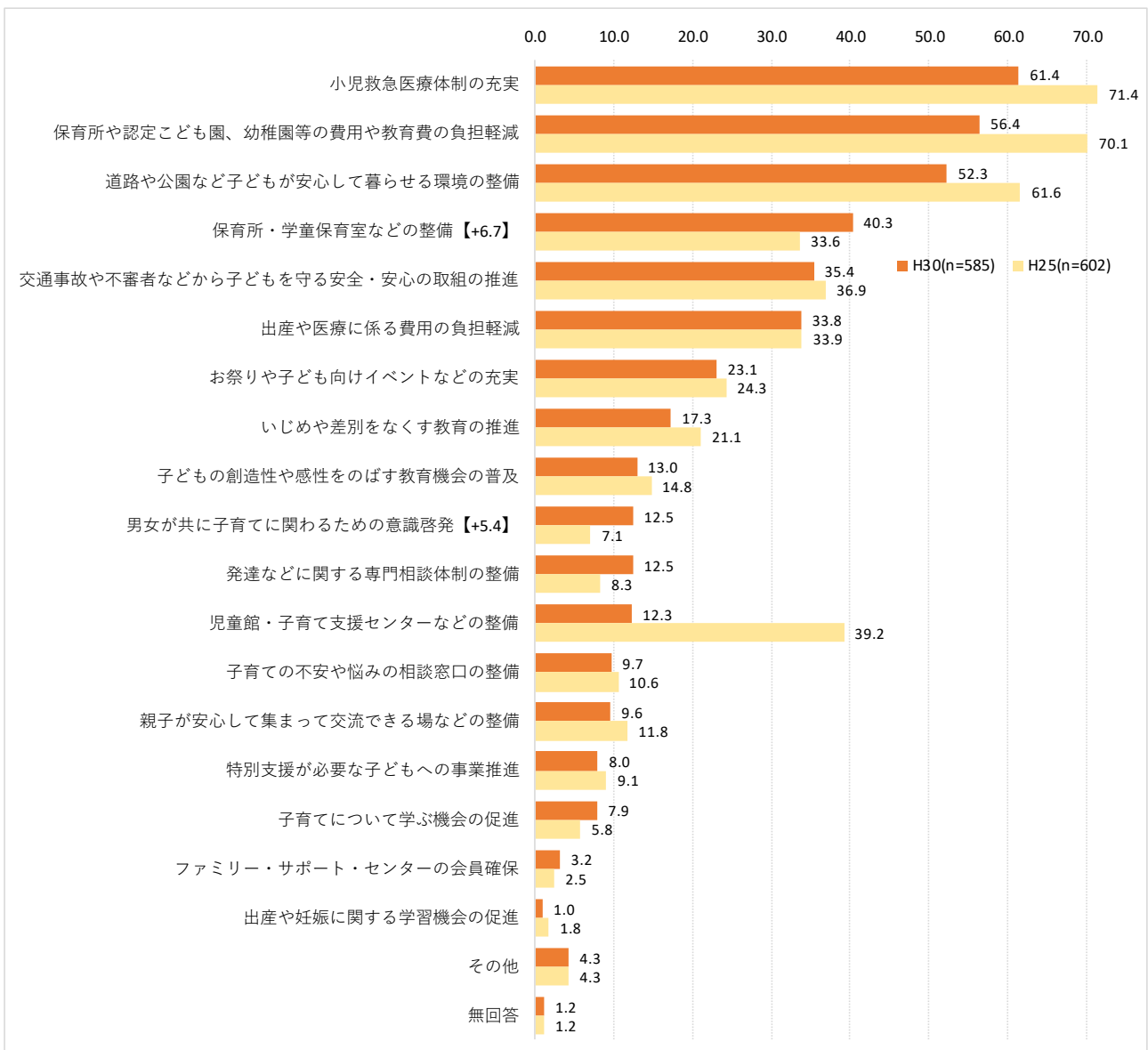


(ウ) (イ)において「利用したいと思わない」と回答した理由（複数回答）



子どもが病気の際における対応としては、親自身による対応への希望が多く、休みを取っている割合も高くなっています。

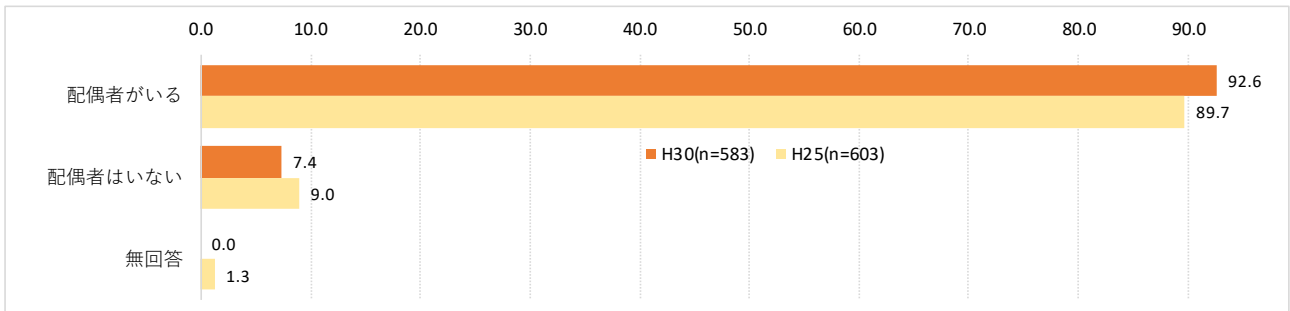
⑱ 子育てしやすいまちとなるために重要なこと（複数回答）



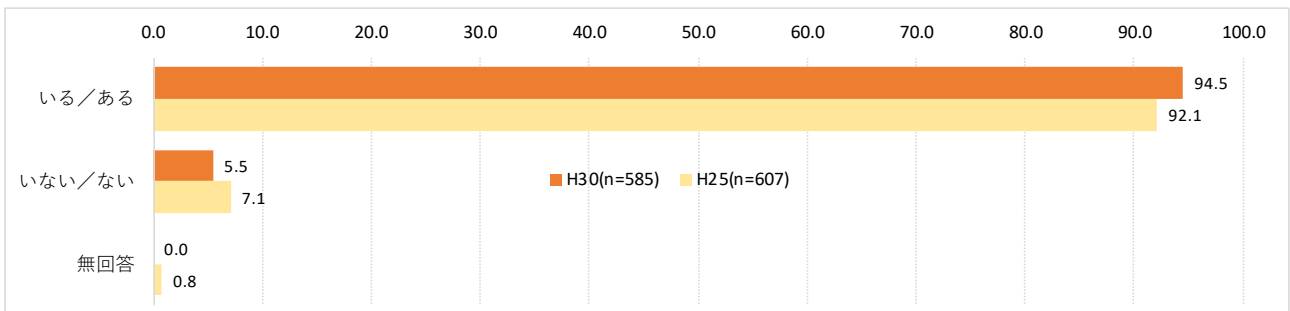
児童館整備への回答率の大幅な減少に関しては、北本市立児童館が平成 26 年に開設された影響が考えられます。

(2) 小学生調査

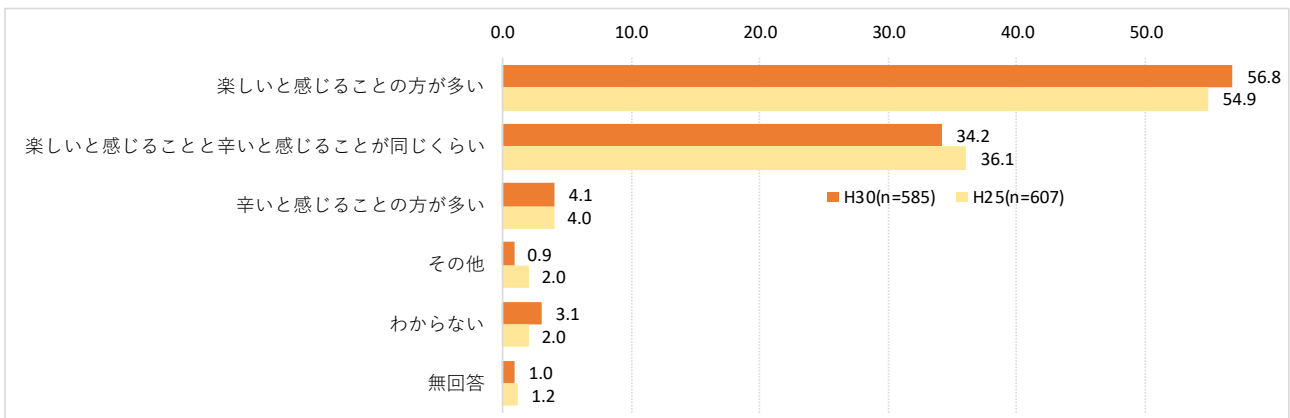
① 配偶関係（単数回答）



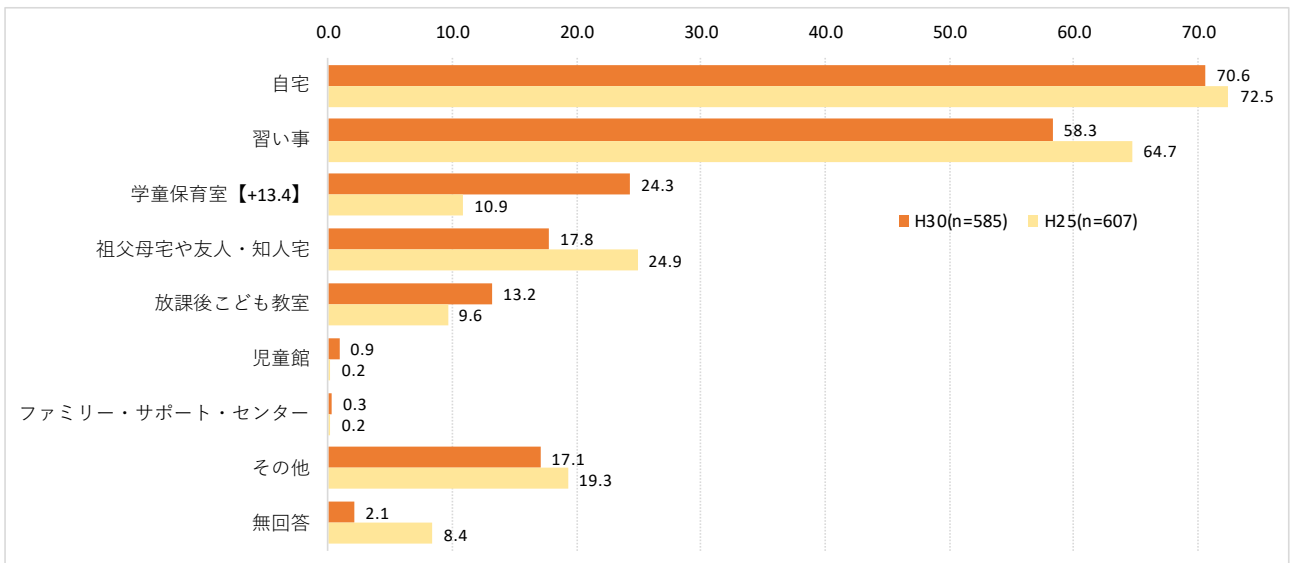
② 子育ての相談相手や相談場所の有無（単数回答）



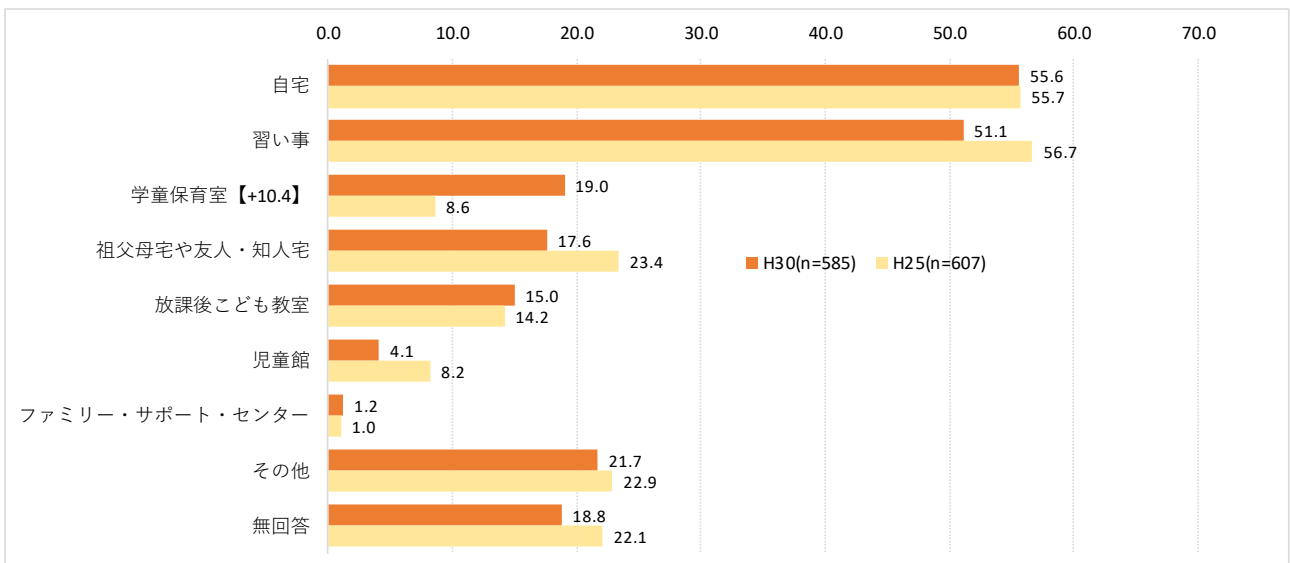
③ 子育てに感じること（単数回答）



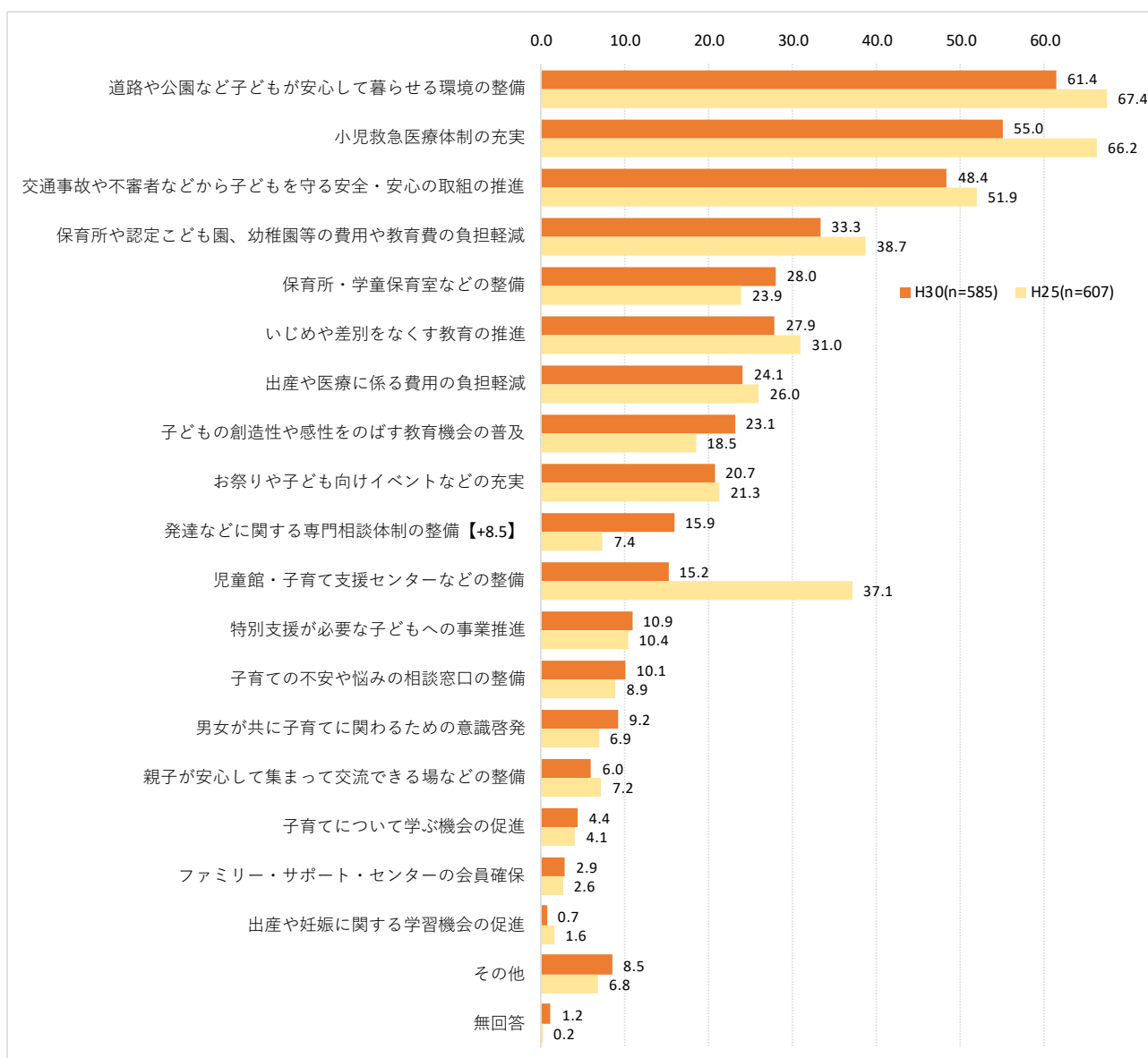
④ 平日の放課後の居場所【現在の状況】（複数回答）



⑤ 平日の放課後の居場所【希望】（複数回答）



⑥ 子育てしやすいまちとなるために重要なこと（複数回答）



児童館整備への回答率の大幅な減少に関しては、北本市立児童館が平成 26 年に開設された影響が考えられます。

3 特定の属性における状況

(1) 対象とした属性

子育てにおいて配慮の必要性が想定される次の属性について、それぞれの属性ごとの状況について集計をしました。

問	回答	就学前児童	小学生
配偶関係	配偶者はいない	29人(5.0%)	43人(7.4%)
日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無	いずれもない	61人(10.4%)	—
子育ての相談相手や相談場所の有無	いない/ない	39人(6.7%)	32人(5.5%)
子育てに感じること	辛いと感じることの方が多い	30人(5.1%)	24人(4.1%)

(2) 子育てを辛いと感じている回答者の属性

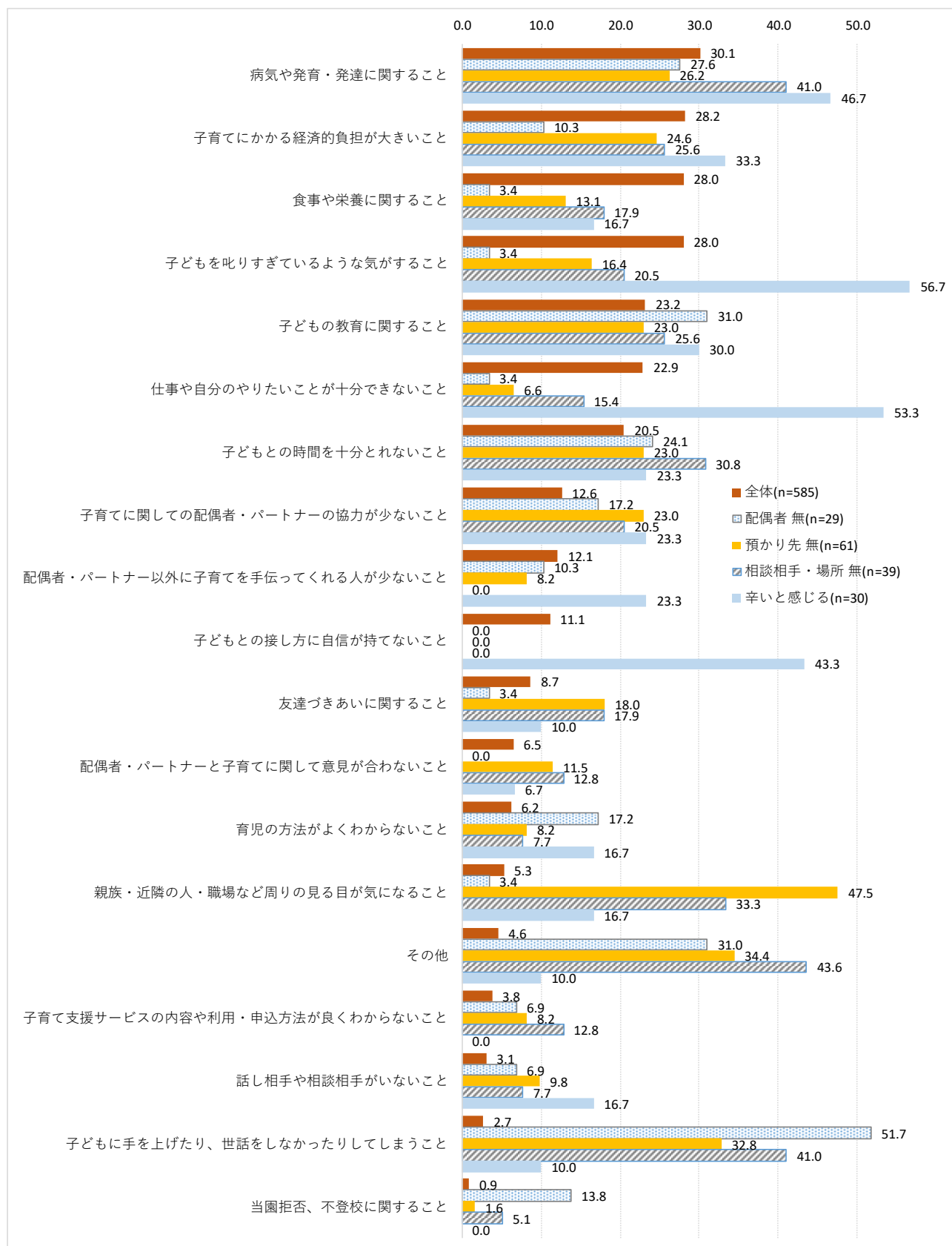
「自分にとって子育てを楽しんでいると感じることが多いと思いますか。それとも辛いと感じることが多いと思いますか。」という設問に対して、「楽しいと感じることの方が多い」、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」、「辛いと感じることの方が多い」という選択から、「辛いと感じることの方が多い」を選んだ児童の年齢別、利用事業別の状況は次のとおりです。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
幼稚園			2	3		2	7
預かり保育				2			2
認可保育所		1	2	2	1	2	8
認定こども園			2	1	1	1	5
その他	1	1	5	1			8
計	1	2	11	9	2	5	30

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小学生	6	6	4	2	5	1	24

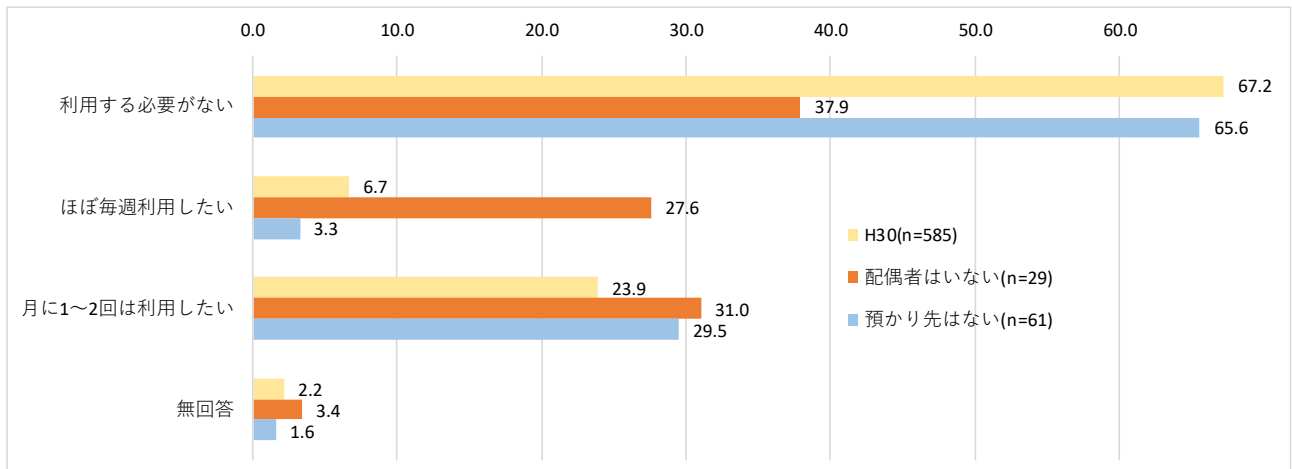
(3) 就学前児童調査

① 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）



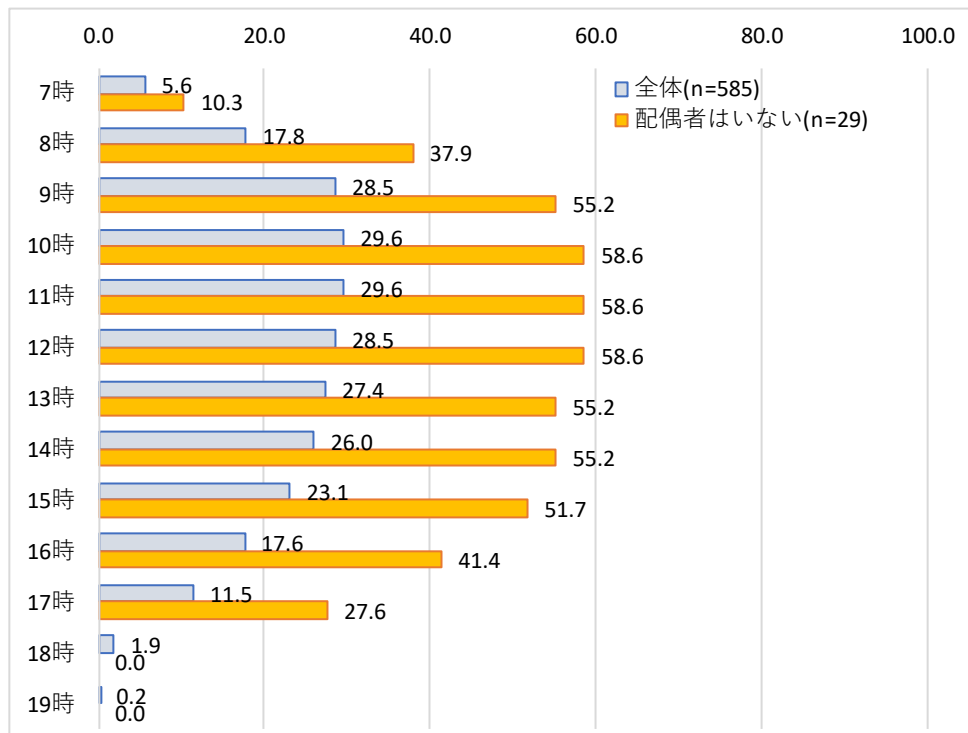
子育てについて、「辛いと感じることの方が多い」を選んだ回答者において、日常悩んでいる割合が高くなっています。

② 土曜日の事業の利用希望（単数回答）



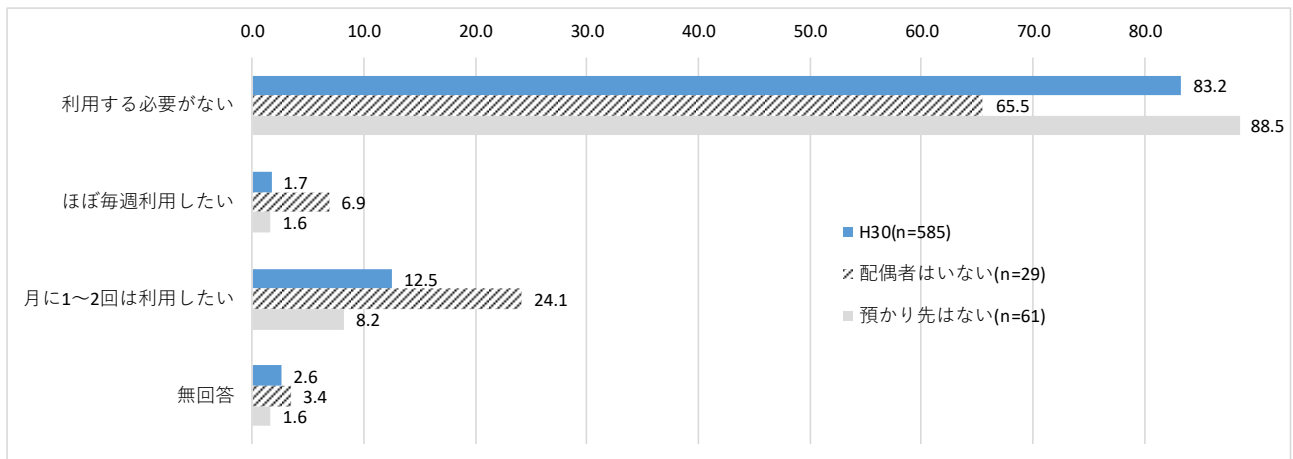
配偶者がいない回答者において、土曜日の利用を希望する割合が高くなっています。

③ 土曜日の利用希望時間帯



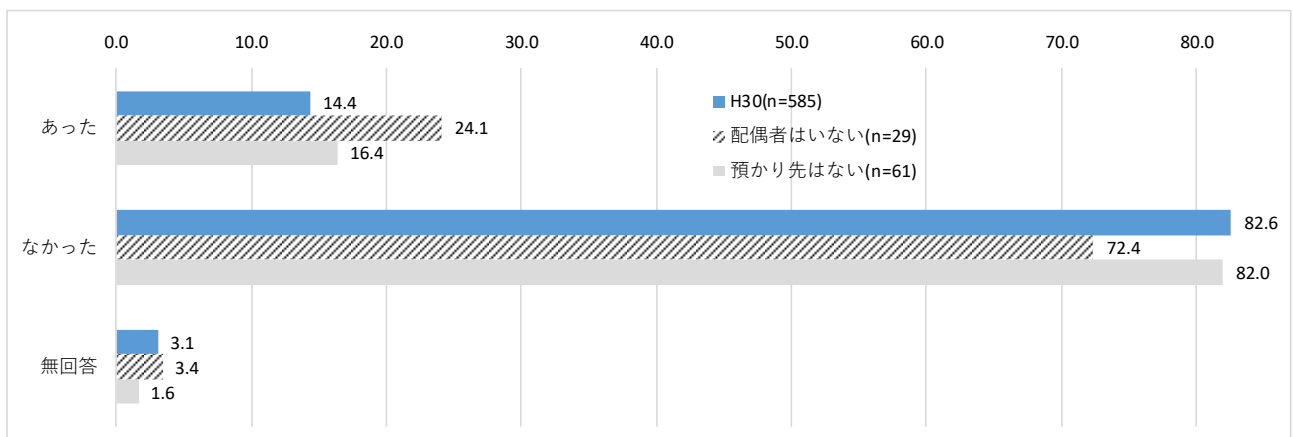
市内保育施設の多数における17時の開所時間を超えての利用希望は、全体で79人、配偶者がいない方で8人でした。

④ 日曜・祝日の事業の利用希望（単数回答）



「預かり先がない」と回答した方では、全体よりも利用希望が高くなっています。

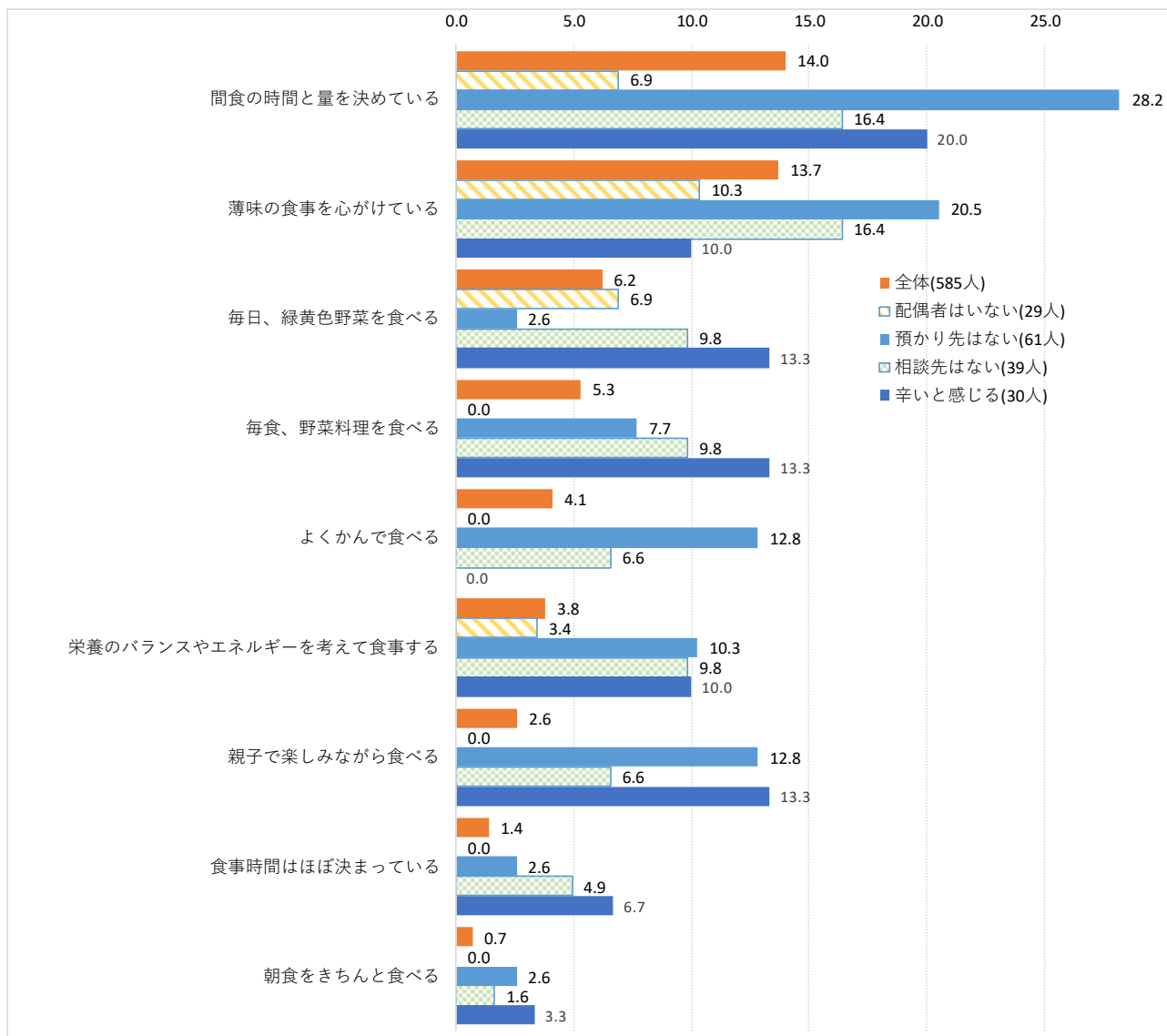
⑤ 宿泊を伴う一時預かり等の必要性の有無（単数回答）



配偶者のいない方において、全体よりも必要性が高くなっています。

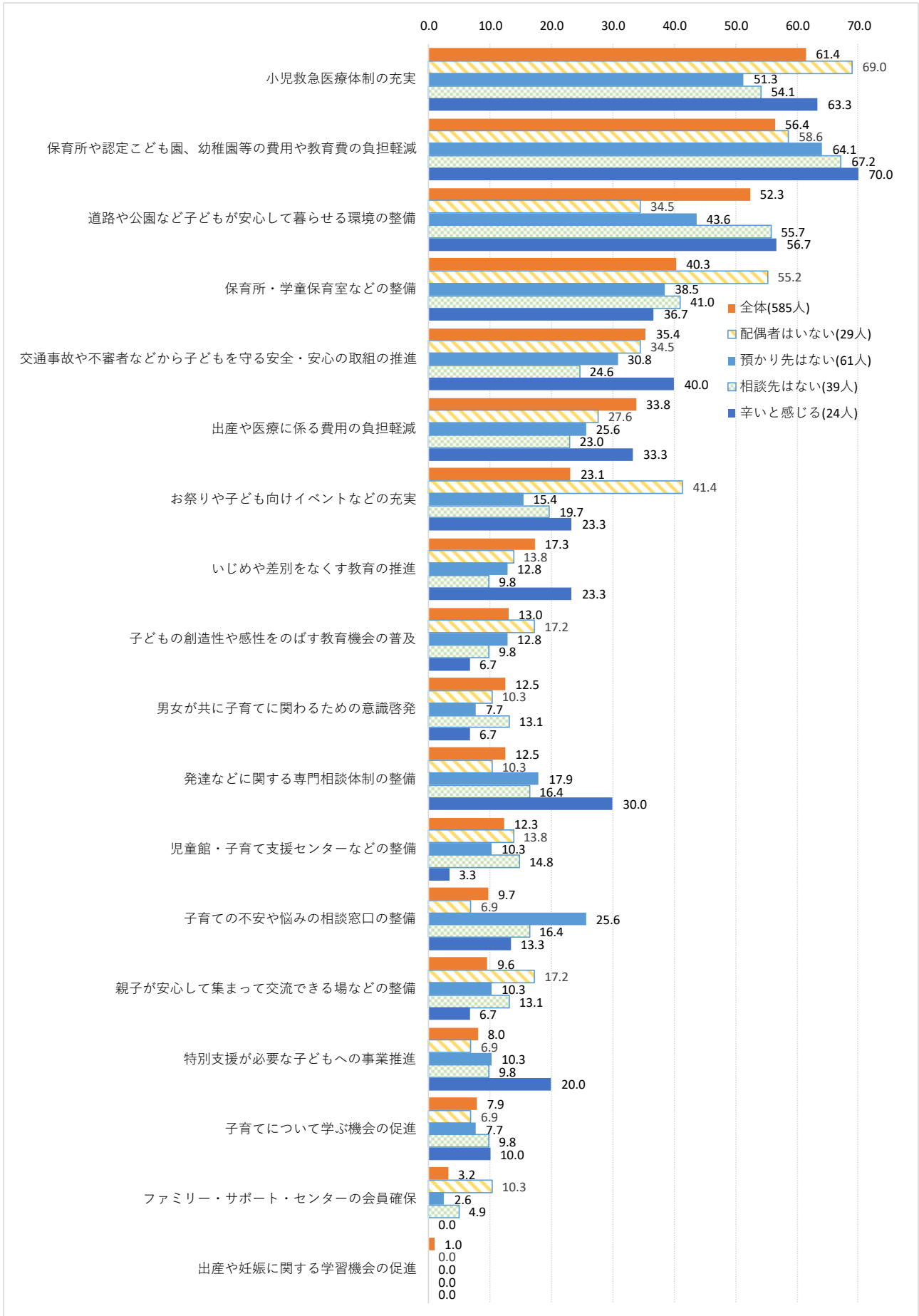
⑥ 食生活で気をつけていること（単数回答）

「お子さんの食生活で、普段、あなたが気をつけていることはどんなことですか。」の設問に対して、「いつも」、「ときどき」、「ほとんどない」の中から、「ほとんどない」と回答した割合。



「預かり先がない」、「相談先はない」、「辛いと感じる」の選択を回答した方において、食生活に関する事項の多くにおいて、気を付けることがほとんどないという回答が多くなっています。

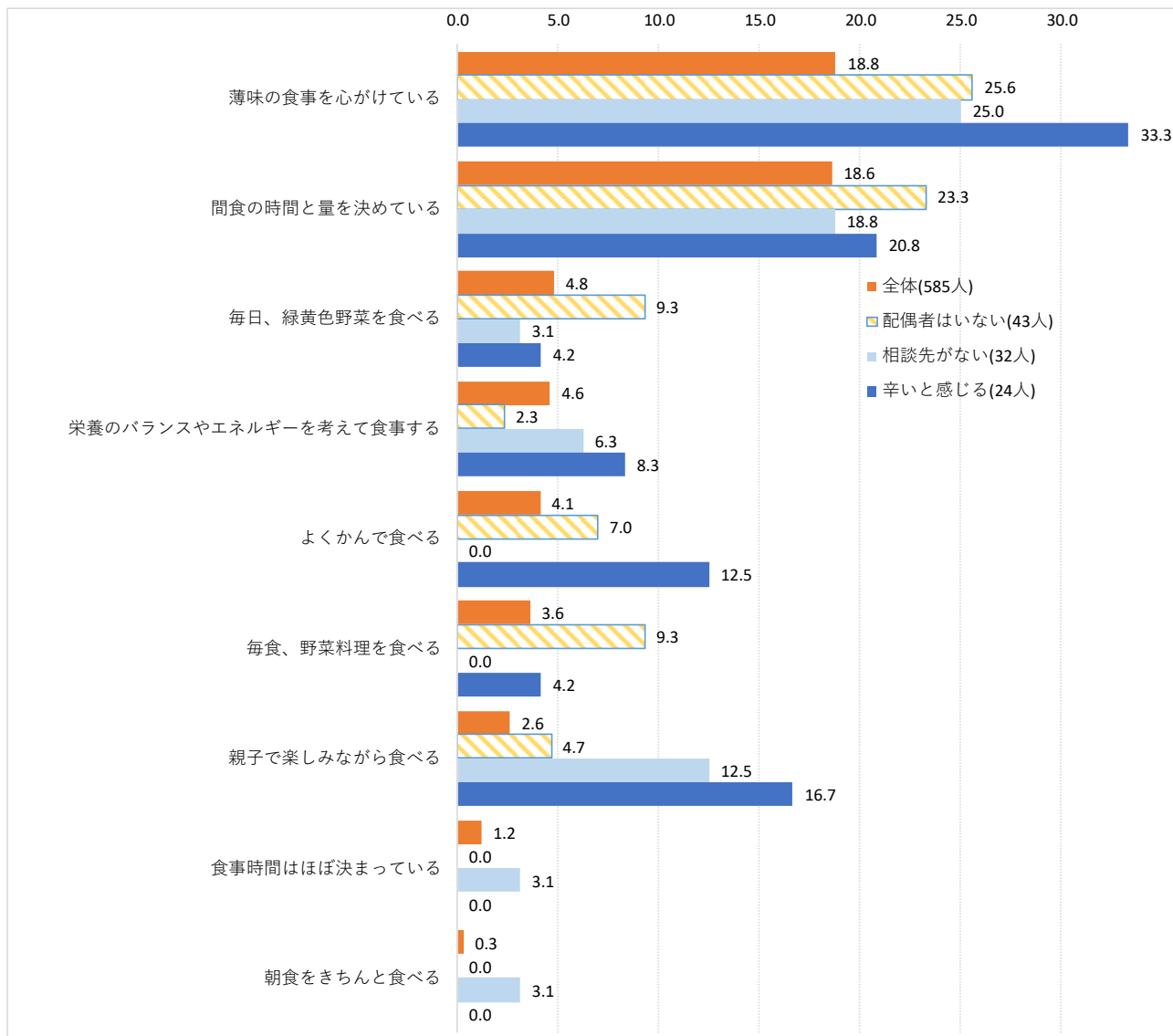
⑦ 子育てしやすいまちとなるために重要なこと（複数回答）



(4) 小学生調査

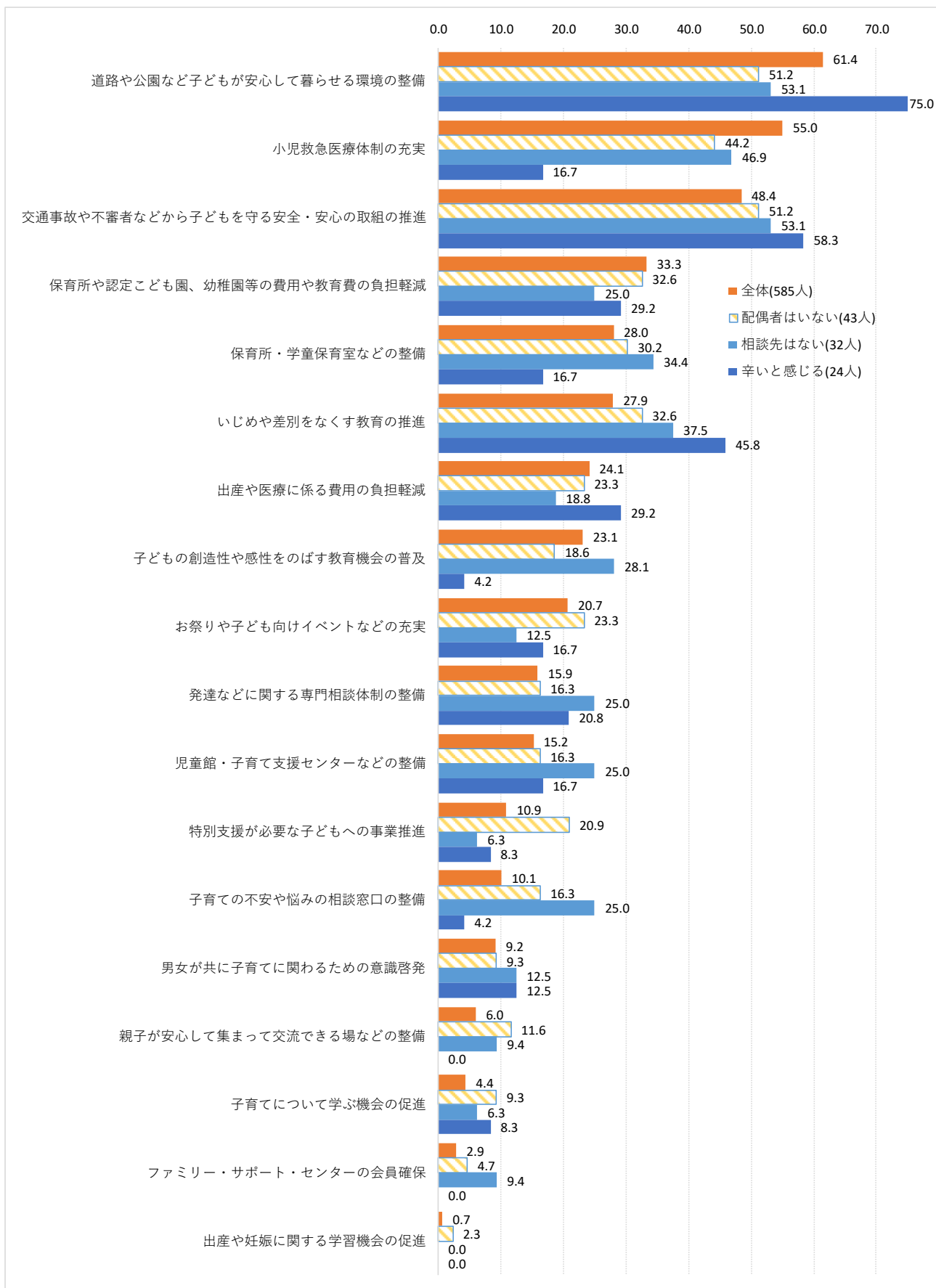
① 食生活で気をつけていること（単数回答）

「お子さんの食生活で、普段、あなたが気をつけていることはどんなことですか。」の設問に対して、「いつも」、「ときどき」、「ほとんどない」の中から、「ほとんどない」と回答した割合。



辛いと感じている方において、親子で楽しみながら食べることを、ほとんど気をつけていないとする割合が、高くなっています。

② 子育てしやすいまちとなるために重要なこと（複数回答）



第9章 総合振興計画における取組の推進

子育て支援に関しては、第五次北本市総合振興計画における、平成28年度から令和2年度までの前期基本計画として成果指標とともに定めています。

今後も、市全体からの視点とあわせて、市として重点的に取り組むべき事業について検討を進めてまいります。

	施策または基本事業の 成果指標名	単位	基準年の 状況		目標値	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	対基 準年
1	安心して子どもを育てることができる環境が整っていると思う保護者の割合	%	62.6	(25)	↑	-	-	-	76.9	↑
2	合計特殊出生率	-	1.07	(26)	1.20	1.14	1.10	1.10	*	↑
3	年少人口割合	%	11.6	(27)	10.2	11.6	11.3	11.0	11.7	↓
4	保育所（園）4月待機児童数	人	0	(27)	0	0	0	0	0	→
5	特別保育利用人数 （延長保育、一時保育、病児・病後児保育）	人	620	(26)	640	660	717	617	672	↑
6	放課後児童クラブ待機児童数	人	0	(27)	0	0	0	0	0	→
7	児童厚生施設（児童館および地域子育て支援拠点施設）の年間延べ利用者数	人	68,331	(26)	130,000	133,565	119,610	114,785	109,229	↑
8	子育てに不安や負担を感じている保護者の割合（辛いと感じている割合）	%	4.2	(25)	↓	-	-	-	5.1	↑
9	子育てについて相談する人がいない保護者の割合	%	5.1	(25)	↓	-	-	-	6.7	↑
10	子育てに関する経済的支援を受給している延べ人数	千人	214	(26)	215	218	212	203	197	↓
11	児童虐待に関する関係機関との連携の割合	%	100	(26)	100	100	100	100	100	→
12	児童発達支援センターを利用する保護者の満足度	%	-	-	80.0	87.0	100	100	82.0	-
13	早期支援事業の待機児童数	人	0	(26)	0	0	0	0	0	→
14	障がい児保育の待機児童数	人	0	(26)	0	0	0	0	0	→
15	家庭児童相談員の訪問・面談件数	人	154	(26)	-	207	213	295	224	-
16	児童虐待に関する関係機関との連携の件数	件	85	(26)	-	117	183	166	201	-
17	子育て支援センター（子ども）の相談件数	件	91	(26)	95	114	352	275		↑

1 保育における過不足の見通し

(1) 利用定員と受入枠数の相違による影響

子ども・子育て支援事業計画における保育の提供体制については、利用定員で策定することとされていますが、実際に保育の受入が可能な保育受入枠数については、年度、月によって変動しています。

市内全体(A+B)		各年の状況							前年比増減					
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	H28	H29	H30	H31	R2	R3
①利用定員 (人)	0歳	82	82	82	84	87	72	72	0	0	2	3	-15	0
	1歳	133	133	133	137	137	140	157	0	0	4	0	3	17
	2歳	162	162	162	164	164	169	181	0	0	2	0	5	12
②4月受入枠数 (人)	0歳	75	78	77	80	59	62	62	3	-1	3	-21	3	0
	1歳	137	137	137	140	152	140	149	0	0	3	12	-12	9
	2歳	166	166	162	161	167	177	188	0	-4	-1	6	10	11
②-①	0歳	-7	-4	-5	-4	-28	-10	-10	3	-1	1	-24	18	0
	1歳	4	4	4	3	15	0	-8	0	0	-1	12	-15	-8
	2歳	4	4	0	-3	3	8	7	0	-4	-3	6	5	-1

A: 公立		各年の状況							前年比増減					
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	H28	H29	H30	H31	R2	R3
①利用定員 (人)	0歳	14	14	14	14	14	14	14	0	0	0	0	0	0
	1歳	39	39	39	39	39	39	47	0	0	0	0	0	8
	2歳	54	54	54	54	54	54	56	0	0	0	0	0	2
②4月受入枠数 (人)	0歳	14	14	15	12	12	12	12	0	1	-3	0	0	0
	1歳	39	39	39	36	47	47	47	0	0	-3	11	0	0
	2歳	54	54	54	48	55	55	56	0	0	-6	7	0	1
②-①	0歳	0	0	1	-2	-2	-2	-2	0	1	-3	0	0	0
	1歳	0	0	0	-3	8	8	0	0	0	-3	11	0	-8
	2歳	0	0	0	-6	1	1	0	0	0	-6	7	0	-1

B: 民間		各年の状況							前年比増減					
		H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	H28	H29	H30	H31	R2	R3
①利用定員 (人)	0歳	68	68	68	70	73	58	58	0	0	2	3	-15	0
	1歳	94	94	94	98	98	101	110	0	0	4	0	3	9
	2歳	108	108	108	110	110	115	125	0	0	2	0	5	10
②4月受入枠数 (人)	0歳	61	64	62	68	47	50	50	3	-2	6	-21	3	0
	1歳	98	98	98	104	105	93	102	0	0	6	1	-12	9
	2歳	112	112	108	113	112	122	132	0	-4	5	-1	10	10
②-①	0歳	-7	-4	-6	-2	-26	-8	-8	3	-2	4	-24	18	0
	1歳	4	4	4	6	7	-8	-8	0	0	2	1	-15	0
	2歳	4	4	0	3	2	7	7	0	-4	3	-1	5	0

(2) 年度中の変動による影響

また、保育では年度途中の申込により、4月以降も申込者数が増加します。特に0歳児での増加が多く、平成27~31年度平均において、10月の申込者数は4月の2倍程度となっています。

このため、4月は受入枠に不足がなくても、10月には申込者の増大により、待機児童が生じやすいという傾向がございます。

		待機児童					A 申込者数						B 枠数					B-A				
		H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31	平均	H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
①4月 (人)	0歳	0	0	0	0	0	41	40	46	41	53	-	75	78	77	80	59	34	38	31	39	6
	1歳	0	0	0	0	0	128	136	129	152	163	-	137	137	137	140	152	9	1	8	-12	-11
	2歳	0	0	0	0	0	152	142	164	143	176	-	166	166	162	161	167	14	24	-2	18	-9
	0~5歳	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②10月 (人)	0歳	0	0	2	1	44	86	82	89	99	114	-	61	84	89	88	68	-25	2	0	-11	-46
	1歳	1	0	0	0	11	138	147	136	167	166	-	127	142	137	145	154	-11	-5	1	-22	-12
	2歳	0	0	6	0	10	156	150	167	143	178	-	156	165	162	158	166	0	15	-5	15	-12
	3歳	0	0	1	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
0~5歳	1	0	9	1	65	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	0歳	0	0	2	1	44	45	42	43	58	61	-	-14	6	12	8	9	-59	-36	-31	-50	-52
	1歳	1	0	0	0	11	10	11	7	15	3	-	-10	5	0	5	2	-20	-6	-7	-10	-1
	2歳	0	0	6	0	10	4	8	3	0	2	-	-10	-1	0	-3	-1	-14	-9	-3	-3	-3
②/①	0歳	-	-	-	-	-	2.10	2.05	1.93	2.41	2.15	2.13	0.81	1.08	1.16	1.10	1.15	-	-	-	-	-
	1歳	-	-	-	-	-	1.08	1.08	1.05	1.10	1.02	1.07	0.93	1.04	1.00	1.04	1.01	-	-	-	-	-
	2歳	-	-	-	-	-	1.03	1.06	1.02	1.00	1.01	1.02	0.94	0.99	1.00	0.98	0.99	-	-	-	-	-
		待機児童(前年差)					A 申込者数(前年差)						B 枠数(前年差)					B-A(前年差)				
		H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31		H27	H28	H29	H30	H31	H27	H28	H29	H30	H31
4月 (人)	0歳		0	0	0	0		-1	6	-5	12			3	-1	3	-21		4	-7	8	-33
	1歳		0	0	0	0		8	-7	23	11			0	0	3	12		-8	7	-20	1
	2歳		0	0	0	0		-10	22	-21	33			0	-4	-1	6		10	-26	20	-27
10月 (人)	0歳		0	2	-1	43		-4	7	10	15			23	5	-1	-20		27	-2	-11	-35
	1歳		-1	0	0	11		9	-11	31	-1			15	-5	8	9		6	6	-23	10
	2歳		0	6	-6	10		-6	17	-24	35			9	-3	-4	8		15	-20	20	-27

(3) 実際の利用における影響

5年間の0~2歳児における、4月と10月の申込者数の比率により、今後の10月における申込数を推計すると、0歳児を中心に受入枠の不足が見込まれます。1・2歳児では10月についても不足が解消していく一方、0歳児では不足する状況が当分継続すると見込まれます。

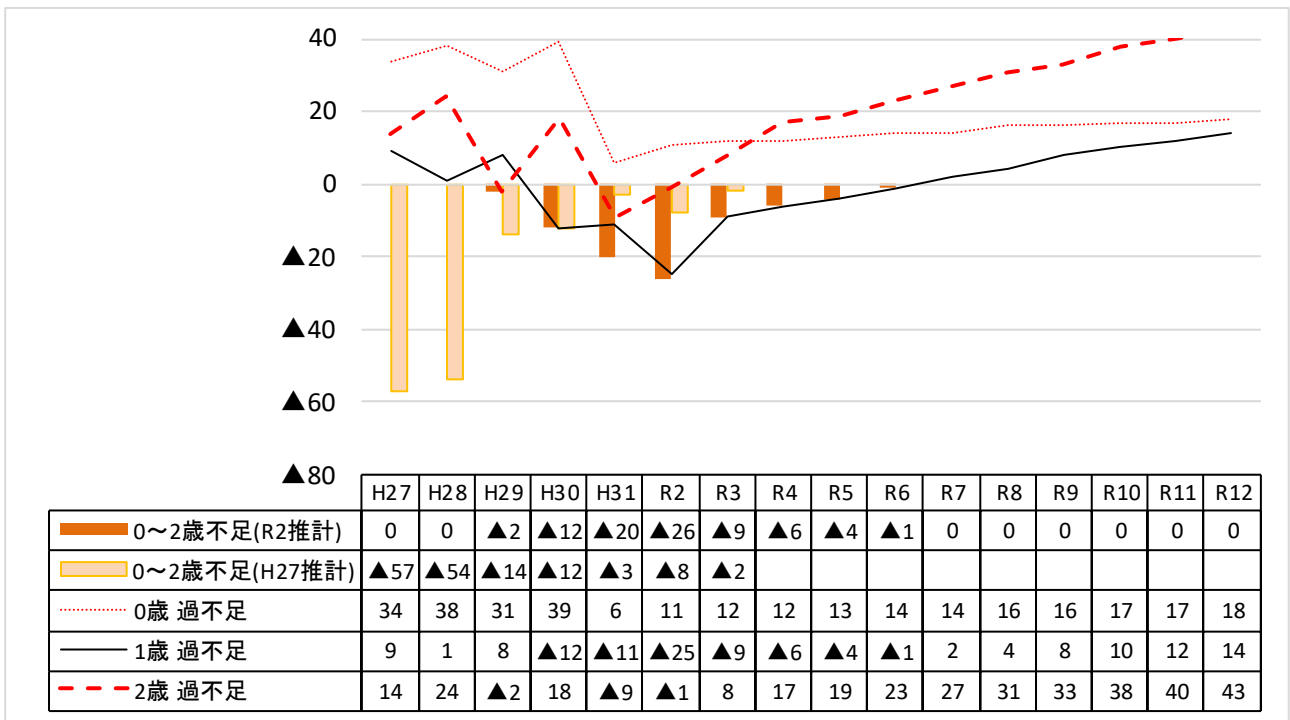
0歳児では育児休業を継続できる場合もありますが、子育てニーズ調査では、育児休業を取得しなかった母親の割合は第一期調査の11.3%から第二期調査では14.2%へ上昇しており、育児休業を取得しない理由として「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合は、14.7%から20.5%へと上昇しています。また、育児休業を取得しない理由では、「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が32.4%から47.0%へ上昇しており、保育施設の利用のしやすさが影響している可能性もございます。

このため、すべての利用希望への対応は難しいものの、近年において強まった不足傾向を是正する必要性が高まっています。

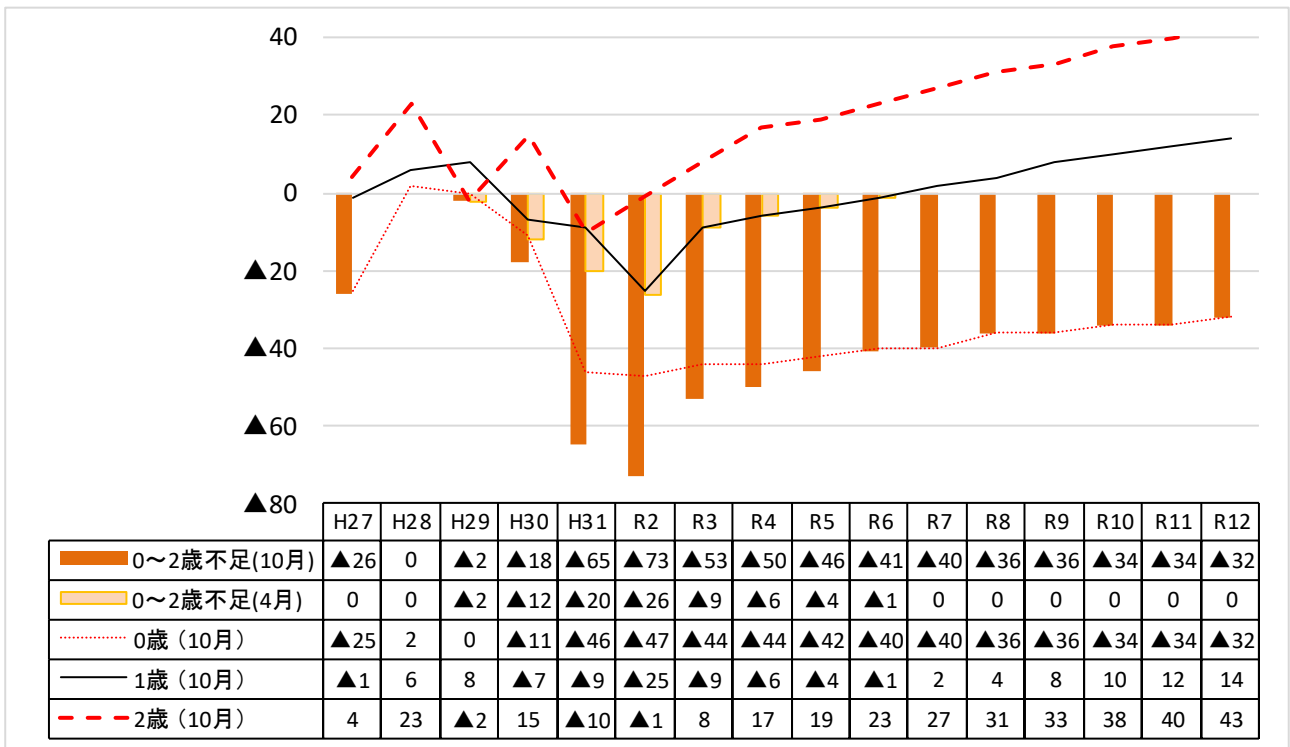
		A 申込者数						B 枠数						B-A					
		R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6			
①4月 (人)	0歳	51	50	50	49	48	62	62	62	62	62	11	12	12	13	14			
	1歳	165	158	155	153	150	140	149	149	149	149	-25	-9	-6	-4	-1			
	2歳	178	180	171	169	165	177	188	188	188	188	-1	8	17	19	23			
②10月 (人)	0歳	109	106	106	104	102	62	62	62	62	62	-47	-44	-44	-42	-40			
	1歳	176	168	165	163	160	140	149	149	149	149	-36	-19	-16	-14	-11			
	2歳	182	184	175	173	169	177	188	188	188	188	-5	4	13	15	19			

※ 公立の令和2年度は令和元年度と同じ、令和3年度は2歳1人加算。民間は令和元年11月時点での見通しに令和3年度より1歳9枠、2歳10枠加算。10月は4月と同じと仮定。

4月における保育受入枠の過不足（受入枠数－申込者数）【令和2年度以降は見通し】



10月における保育受入枠の過不足（受入枠数－申込者数）【令和2年度以降は見通し】



2 市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項（基本指針別表第1）

事項	内容
1 教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第二の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごと（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもにあっては、年齢区分ごと。次号及び次表第2号において同じ。）の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 別表第3の参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること。

3 教育・保育の参酌基準（基本指針別表第2）

事項	内容
1 法第19条第1項に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもの数から法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を除いた数を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、計画期間における必要利用定員総数を設定すること。
2 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども	認定区分ごとに、現在の保育の利用状況(認可外保育施設の利用及び幼稚園の預かり保育の定期的な利用を含む。)を基本として、保護者の利用希望等を勘案するとともに、「子育て安心プラン」を踏まえ、計画期間内における必要利用定員総数を設定すること。

4 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準（基本指針別表第3）

事項	内容
1 利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
2 時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
3 放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね10歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。
4 子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
5 乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

<p>6 養育支援訪問事業 及び要保護児童対策 地域協議会その他の 者ける要保護児童等 に対する支援に資す る事業</p>	<p>児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援及び特定妊婦並びに同条第8項に規定する児童要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>7 地域子育て支援拠 点事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>8 一時預かり事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を利用した日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。))を含む。)の実績に、今後の利用希望を加えたものを勘案して、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>9 病児保育事業</p>	<p>以下のいずれかの方法で設定すること。 1 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 2 利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>10 子育て援助活動 支援事業</p>	<p>利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数(幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。)の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>
<p>11 妊婦に対して健 康診査を実施する事 業</p>	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p>

5 1歳以上児における児童数の算出方法

(令和2年4月の1歳児を算出の場合)

		実績						推計
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
男児	0歳児数	189	215	180	204	208	194(①)	
	1歳児数	237	192	217	181	214	214	198(①×②)
	1歳児数/ 前年0歳児数		101.6%	100.9%	100.6%	104.9%	102.9%	102.2%(②)
女児	0歳児数	203	212	189	190	166	169(③)	
	1歳児数	222	210	215	200	202	166	175(③×④)
	1歳児数/ 前年0歳児数		103.4%	101.4%	105.8%	106.3%	100.0%	103.4%(④)
合計	0歳児数	392	427	369	394	374	363	
	1歳児数	459	402	432	381	416	380	373

※②及び④:H27～H31平均

6 0歳児における児童数の推計方法

A 出生率

年間の母の年齢別出生数÷年齢別女性人口

女性の年齢(15～49歳、5歳階級)別出生率の合計が埼玉県における合計特殊出生率。

平成30年以降は、過去5年分の平均。

B 女性人口

令和2年以降は、前年から1歳年齢が上がった際における人数変化率の過去5年分平均による。

F E(実際の0歳児数)と、D(出生率により算出した0歳児数)の乖離の補正

出生率と女性人口では利用統計が異なるため、実際と推計値の乖離を補正する。

出生率:1月1日(国勢調査年は10月1日)現在年齢別女性人口

女性推計:4月1日現在における住基女性人口

令和2年以降は過去5年分の平均。

G 推計0歳児数

DにFを乗じて算出。

	A: 出生率(埼玉県公表18.12.18)							合計 (合計特殊出生率)	B: 女性人口(4月1日)						
	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49		15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49
H25	0.02	0.13	0.30	0.36	0.20	0.02	0.00	1.01	1,543	1,751	1,785	1,875	2,378	2,663	2,212
H26	0.02	0.11	0.35	0.36	0.20	0.04	0.00	1.07	1,518	1,683	1,766	1,781	2,229	2,700	2,279
H27	0.02	0.10	0.32	0.42	0.24	0.02	0.00	1.14	1,481	1,645	1,719	1,762	2,063	2,725	2,317
H28	0.01	0.12	0.33	0.36	0.24	0.03	0.00	1.10	1,477	1,514	1,640	1,703	1,957	2,634	2,413
H29	0.02	0.10	0.30	0.45	0.18	0.05	0.00	1.10	1,505	1,466	1,550	1,642	1,844	2,478	2,541
H30	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,506	1,435	1,522	1,611	1,759	2,305	2,638
H31	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,529	1,427	1,409	1,586	1,682	2,168	2,678
R2	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,482	1,408	1,373	1,529	1,650	1,997	2,692
R2	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,488	1,395	1,262	1,494	1,615	1,913	2,571
R3	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,435	1,421	1,243	1,399	1,586	1,808	2,439
R4	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,386	1,419	1,206	1,350	1,541	1,706	2,272
R5	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,316	1,439	1,205	1,259	1,506	1,642	2,134
R6	0.02	0.11	0.32	0.39	0.21	0.03	0.00	1.08	1,258	1,394	1,189	1,227	1,452	1,612	1,964

	C: A出生率×B女性人口							D 合計	E 実際の0歳児数	F E/D	G: 推計0歳児数 D×F
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49				
H25	5	44	107	133	94	11	0	394	442	1.12	—
H26	6	36	122	127	91	19	1	402	392	0.98	—
H27	7	34	111	148	100	13	0	413	427	1.03	—
H28	3	36	107	123	94	18	2	384	369	0.96	—
H29	5	29	92	148	68	24	1	367	394	1.07	—
H30	5	32	97	125	75	15	1	350	374	1.07	—
H31	5	32	90	123	72	14	1	337	363	1.08	—
R2	5	31	88	119	70	13	1	327	—	1.04	341
R2	5	31	80	116	69	12	1	315	—	1.04	328
R3	5	31	79	109	68	12	1	305	—	1.04	318
R4	5	31	77	105	66	11	1	296	—	1.04	308
R5	5	32	77	98	64	11	1	287	—	1.04	299
R6	4	31	76	95	62	10	1	280	—	1.04	292

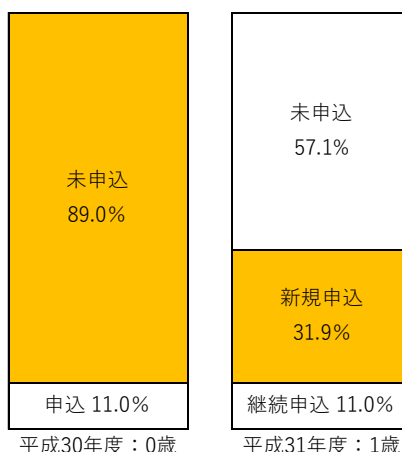
7 ニーズ調査における意向率

0歳児	家庭類型					利用意向							利用意向率		
	①実数		②割合			③回答		④意向		⑤割合			②×⑤		
	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	増減
ひとり親	4	2	2.6	1.4	▲1.2	4	2	4	2	100	100	0.0	2.6	1.4	▲1.2
フルタイム・フルタイム	22	42	14.4	30.4	16.1	21	42	21	39	100	92.9	▲7.1	14.4	28.3	13.9
フル・パート(月120時間以上+64~120時間)	4	9	2.6	6.5	3.9	4	9	4	9	100	100	0.0	2.6	6.5	3.9
フル・パート(64時間未満+64~120時間で保育希望せず)	4	3	2.6	2.2	▲0.4	1									
専業主婦(夫)	50	31	32.7	22.5	▲10.2										
パート・パート(双方月120時間以上+64~120時間)	1		0.7		▲0.7										
無業・無業	3		2.0		▲2.0										
全体	88	87	100	100									19.6	36.2	16.6
1,2歳児	家庭類型					利用意向							利用意向率		
	①実数		②割合			③回答		④意向		⑤割合			②×⑤		
	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	増減
ひとり親	6	11	3.9	8.0	4.0	5	10	4	9	80.0	90.0	10.0	3.1	7.2	4.0
フルタイム・フルタイム	48	50	31.4	36.2	4.9	47	50	40	45	85.1	90.0	4.9	26.7	32.6	5.9
フル・パート(月120時間以上+64~120時間)	12	19	7.8	13.8	5.9	12	19	11	18	91.7	94.7	3.1	7.2	13.0	5.9
フル・パート(64時間未満+64~120時間で保育希望せず)	9	14	5.9	10.1	4.3										
専業主婦(夫)	73	44	47.7	31.9	▲15.8										
パート・パート(双方月120時間以上+64~120時間)	2		1.3		▲1.3	2		2		100			1.3		
無業・無業	3		2.0		▲2.0										
全体	153	138	100	100									38.3	52.8	14.5
3~5歳児	家庭類型					利用意向							利用意向率		
	①実数		②割合			③回答		④意向		⑤割合			②×⑤		
	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	H25	H30	H25	H30	増減	H25	H30	増減
ひとり親	8	11	5.2	8.0	2.7	8	11	8	11	100	100	0.0	5.2	8.0	2.7
フルタイム・フルタイム	47	63	30.7	45.7	14.9	47	63	47	61	100	96.8	▲3.2	30.7	44.2	13.5
フル・パート(月120時間以上+64~120時間)	45	33	29.4	23.9	▲5.5	44	32	44	32	100	100	0.0	29.4	23.9	▲5.5
フル・パート(64時間未満+64~120時間で保育希望せず)	20	48	13.1	34.8	21.7										
専業主婦(夫)	76	62	49.7	44.9	▲4.7										
パート・パート(双方月120時間以上+64~120時間)	3		2.0		▲2.0	2		2		100			2.0		
無業・無業	2		1.3		▲1.3										
全体	201	217	100	100									67.3	76.1	8.8

8 保育申込率の算出方法

(1) 市の保育申込傾向

人口変動では特定年齢の児童全体の一定割合が転出入等によって増減するという想定に対し、0～2歳児における保育申込では、現在の利用者が次年度も申込を継続するとともに、現在の未申込者の一定割合が、次年度に新規に申し込むと想定。



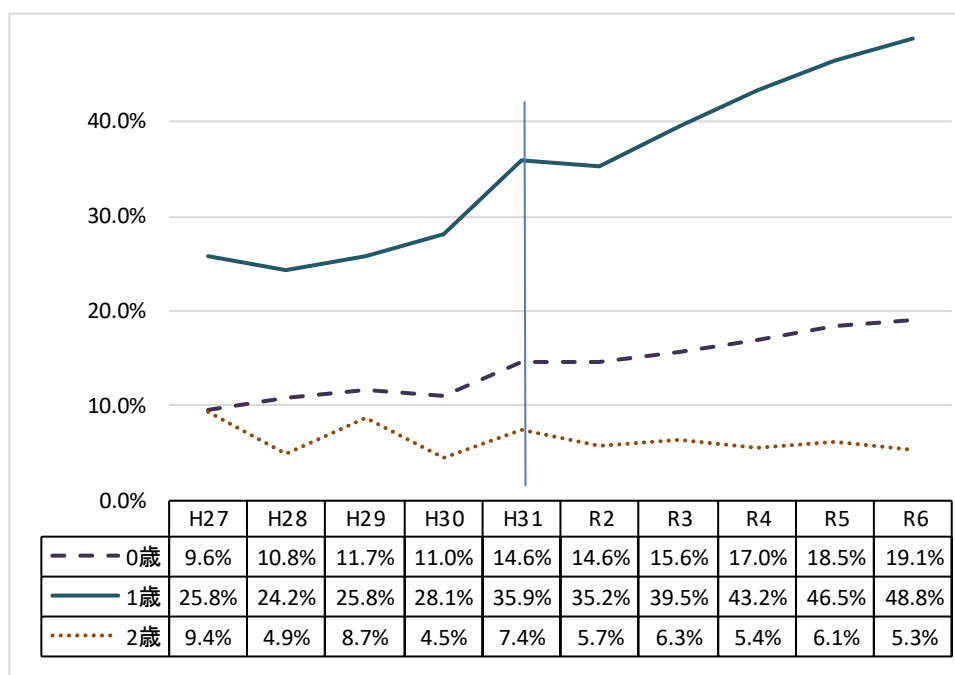
【平成30年度0歳児から平成31年度1歳児への場合】

(平成31年度1歳児新規利用31.9%※) ÷ (平成30年度0歳児未利用89.0%) = 35.9%

※平成31年度1歳児申込率42.9%から平成30年度0歳児申込率11.0%を除いた31.9%を新規申込と仮定。

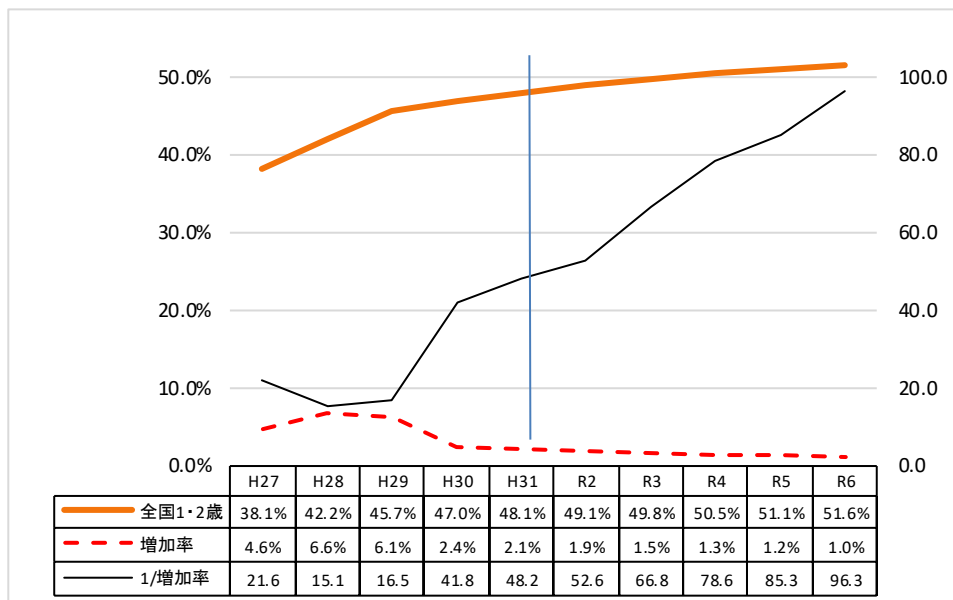
同様に平成27～30年度について、0歳児から1歳児となる際の新規申込率を求め、過去5年間の変化の傾向により以降の新規申込率を算出。

新規申込率の実績（H27～R1）及び見通し（R2以降）



(2) 全国1・2歳児における申込傾向の見通し

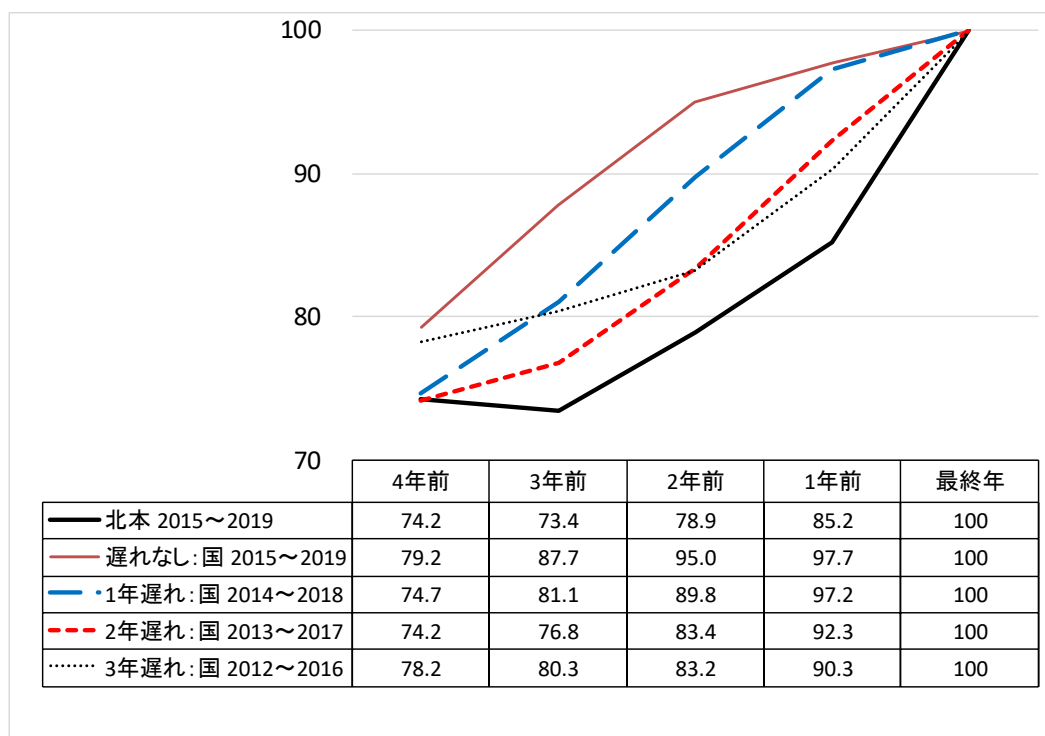
全国1・2歳児の申込の傾向については、数値が公表されている利用率により把握とします。増加率「(当年利用率-前年利用率)/前年未利用率」が逡減する傾向であり、直線により傾向を継続すると増加率が負となるため、逆数(1/増加率)について、平成27年から令和元年の傾向において上昇するとして仮定。



(3) 全国の動向から2年遅れと仮定する判断

北本市の1歳児利用率の5年間における変化の状況を全国1・2歳児の利用率と比較すると、国における2年前の変化の推移が、最も一致しています。

(最終年の利用率を100とした場合における、過去の各年における利用率の比率)



9 北本市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日 条例第23号

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関並びに次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条第1項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、北本市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (略)

○北本市子ども・子育て会議委員名簿（令和2年3月時点）

区分		氏名
1号委員	聖学院大学人文学部教授	田澤 薫
2号委員	埼玉県中央児童相談所所長	西川 達男
3号委員	北本市私立幼稚園協会	加藤 享子
	北本市民間保育園協会	新島 一彦
	北本市立保育所父母の会連合会	橘 美希
	北本市民生委員・児童委員協議会	有田 めぐみ
	特定非営利活動法人 北本学童保育の会うさぎっこクラブ	新井 利民
	北本市小・中学校校長会	石塚 富美江
4号委員	公募による市民	成塚 詩織
		高橋 めぐみ
		笹目 恵里
		東田 麻起子
		井野 千広
		星野 太子

1号委員・・・知識経験者

2号委員・・・関係行政機関の職員

3号委員・・・関係団体を代表する者

4号委員・・・公募による市民

○計画策定経緯

年月日	議 事
平成30年10月31日	平成30年度第2回北本市子ども・子育て会議 議題：子ども・子育て支援事業計画アンケートについて
平成30年12月～平成31年1月	ニーズ調査の実施
令和元年11月25日	令和元年度第2回北本市子ども・子育て会議 議題：第二期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定
令和2年1月17日	令和元年度第3回北本市子ども・子育て会議 議題：第二期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定
令和2年2月13日	令和元年度第4回北本市子ども・子育て会議 議題：第二期北本市子ども・子育て支援事業計画の策定
令和2年2月14日～3月16日	パブリック・コメントの実施

第二期北本市子ども・子育て支援事業計画

発行：令和2年3月

企画・編集：北本市福祉部こども課

〒364-8633

北本市本町1-111

電話 048-591-1111

ホームページ

<http://www.city.kitamoto.saitama.jp/>